

# 平成23年度策定地域管理経営計画等 説明資料



千代川計画区：東中国山地緑の回廊

平成24年3月9日（金）

近畿中国森林管理局

## 平成23年度策定地域管理経営計画等説明資料

平成23年度策定の地域管理経営計画等の概要	p 1
平成23年度策定・森林計画区別・機能類型別面積	p 2 0
平成23年度策定 森林計画区別・機能類型別・面積グラフ	p 2 1
平成23年度策定 森林計画区別 人工林・天然林別・ 齢級別面積グラフ	p 2 2
機能類型別・施業群・生産群	p 2 3
平成23年度策定の水かん涵養タイプ・ 資源の循環利用林の面積	p 2 4
保護林一覧表	p 2 7
レクリエーションの森一覧表	p 2 8
平成24年度森林計画区別・機能類型別面積	p 3 2
国有林の森林計画制度	p 3 3
用語解説	p 3 4

# 平成23年度策定の地域管理経営計画(案)等の概要

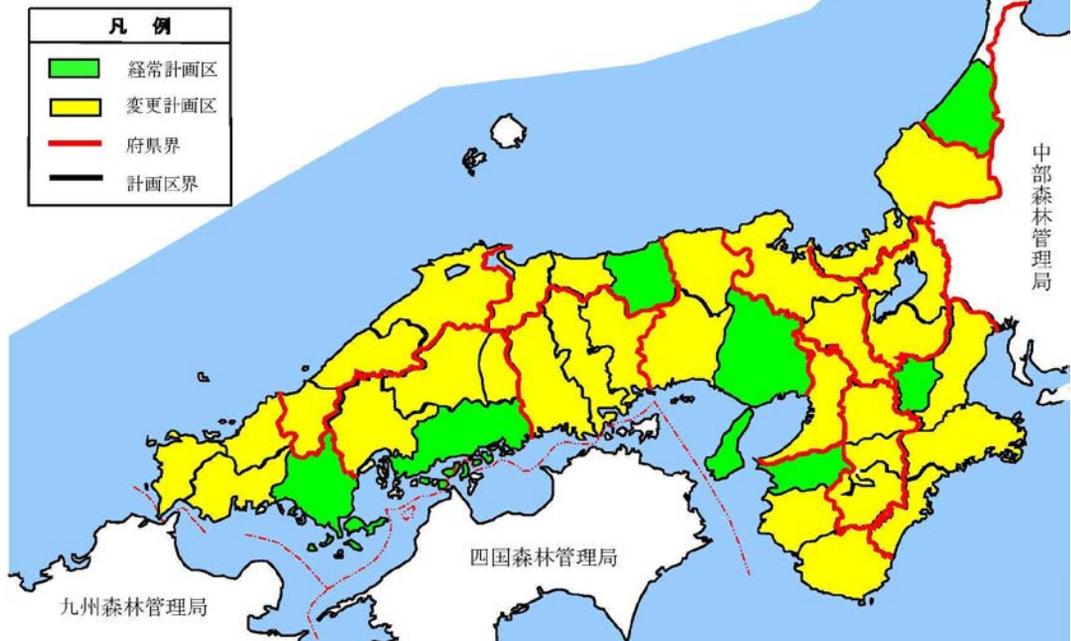
近畿中国森林管理局

## I 対象となる森林計画区

近畿中国森林管理局では、管内の38森林計画区について、5年毎に「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。

平成23年度は、そのうち7森林計画区について、平成24年4月1日からの5年間の計画を策定します。

また、併せて31森林計画区の計画を変更します。



### ○經常樹立する森林計画区:上図緑色

加賀(石川県)、伊賀(三重県)、紀北(和歌山県)、加古川(兵庫県)、千代川(鳥取県)、瀬戸内(広島県)、岩徳(山口県)

### ○変更する森林計画区:上図黄色

若狭、越前(福井県)、湖南、湖北(滋賀県)、淀川上流、由良川(京都府)、大阪(大阪府)、大和・木津川、吉野、北山・十津川(奈良県)、尾鷲熊野、南伊勢、北伊勢(三重県)、紀南、紀中(和歌山県)、揖保川、円山川(兵庫県)、日野川、天神川(鳥取県)、江の川下流、斐伊川、高津川(島根県)、旭川、高梁川下流、吉井川(岡山県)、高梁川上流、江の川上流、太田川(広島県)、山口、萩、豊田(山口県)

### 「地域管理経営計画」とは、

森林管理局長が、管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画との調和を保ち、森林計画区毎に、今後5年間を見通した管理経営の基本的事項を定める計画です。

### 「国有林野施業実施計画」とは、

森林管理局長が、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、国有林野の箇所別(林小班単位)に今後5年間の森林の管理経営及び森林施業(伐採、更新等の保育及び林道、治山の事業量)について定める計画です。

## Ⅱ 管理経営の方針等

地域管理経営計画等の策定に当たっては、「管理経営基本計画」に即し、「国有林の地域別の森林計画」との調和を図り、林産物の供給や地域振興等への寄与に配慮しつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させる機能によって次の3つに類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切に管理経営を行います。

新計画では、新たに保安林を指定したこと、都市近郊林での機能の見直し等を踏まえ、資源の循環利用林や森林と人との共生林から水土保持林等への見直しを行いました。

また、国有林の地域別の森林計画との調和を図るため、機能類型と公益的機能別施業森林の関係についての対比表を掲載しました。

### 水土保持林

水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林です。「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に区分して管理します。

新計画では、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林の指定等により、瀬戸内、岩徳森林計画区で約540ha、都市近郊林の生活環境保全への見直しにより加古川森林計画区で約420ha増えました。

### 〔国土保全タイプ〕



(大汝国有林:加賀)

### 〔水源涵養タイプ〕



(篠ヶ峯国有林:加古川)

### 〔自然維持タイプ〕



(大汝国有林:加賀)

### 森林と人との共生林

原始的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林です。

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理します。

### 〔森林空間利用タイプ〕



(紀泉高原国有林:紀北)

新計画では、瀬戸内森林計画区での土砂流出防備保安林の指定や加古川森林計画区の都市近郊の国有林を生活環境保全重視に見直しを行ったこと等から約870ha減りました。

### 資源の循環利用林

環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを重視します。

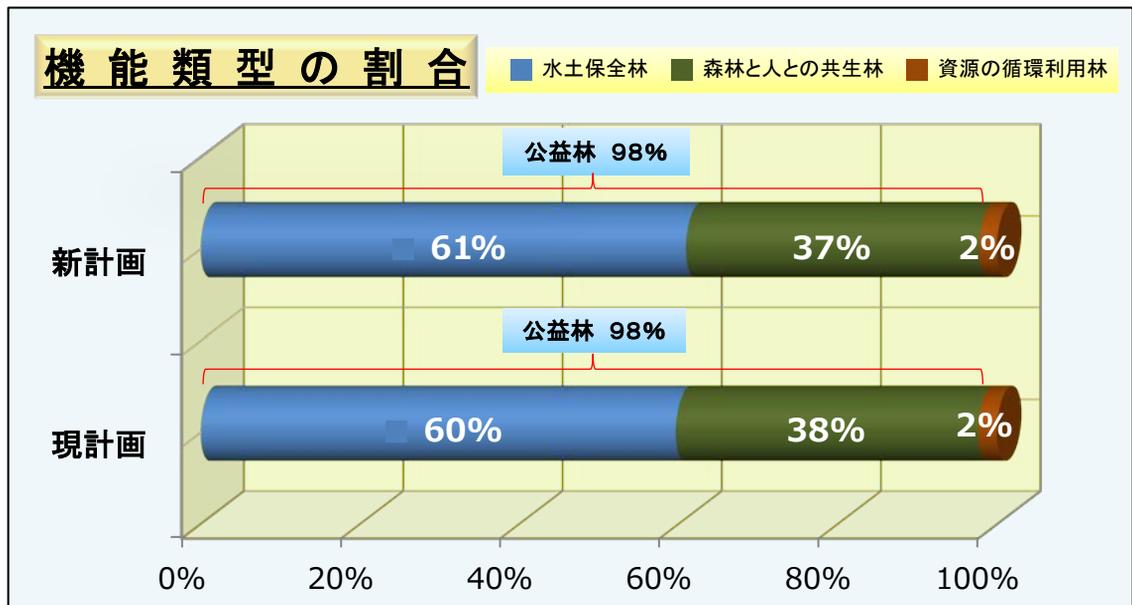
新計画では、岩徳森林計画区ほかで、水土保持林に見直しを行ったことから約100ha減りました。



(沖ノ山国有林:千代川)

○水土保持林と森林と人との共生林とを合わせた公益林は、98%となりました。

主に森林と人との共生林から水土保持林等への見直しのため、公益林の割合は変わりませんでした。



○機能類型と国有林の地域別の森林計画の公益的機能別施業森林の関係については、下図のとおりです。

機能類型		公益的機能別施業森林
水土保持林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備
		気象害防備
		生活環境保全
	水源涵養タイプ	
森林と人との共生林	自然維持タイプ	
	森林空間利用タイプ	
資源の循環利用林		

# Ⅲ 計画のポイント

## 下層植生を有する林分



(段原山国有林:瀬戸内)

## 1 主要事業の実施

公益的機能との調和に配慮しつつ多様な森林へ誘導するため、帯状、モザイク状など**主伐方法の多様化**や**長伐期化**を図るとともに健全な森林の育成、**二酸化炭素の吸収**目標の達成のため**間伐**を積極的に進めます。

また、主伐については、分収育林などの契約期限によるものを中心に計画します。

林道（林業専用道を含む。）は、森林作業道と組み合わせて**路網整備**を進めます。

### 主要事業の現計画との比較

伐採	新計画	現計画	林道	新計画	現計画
主伐	104千m <sup>3</sup>	55千m <sup>3</sup>	開設	24,264m	20,835m
間伐	441千m <sup>3</sup>	519千m <sup>3</sup>	改良	300m	15,682m
更新	新計画	現計画	保育	新計画	現計画
更新	301ha	273ha	下刈	925ha	802ha
			除伐	470ha	1,008ha

## 木材を利用した山腹工



(高野山国有林:紀北)

また、災害に強く安全で安心な国土づくりのため、**保全施設の設置**や**保安林の整備**を行います。

### 治山事業の現計画との比較

治山事業	新計画	現計画
保全施設	111箇所	100箇所
保安林整備	229ha	873ha

## (参考) 現計画に対する実績

伐採は、地球温暖化防止森林吸収源対策として間伐等に積極的に取り組むため、当初計画（334千m<sup>3</sup>）の156%に当たる519千m<sup>3</sup>の変更計画を策定し実行しました。変更後の現計画に対する実施率は93%となりました。更新は、主伐を次期計画に繰り越すものが増えたこと等から52%となりました。林道事業は、局内の優先度を勘案したことから開設の実施率は14%となりました。

### 現計画に対する実績

区分	計画	実績	実施率	区分	計画	実績	実施率
主伐	55千m <sup>3</sup>	39千m <sup>3</sup>	73%	更新	273ha	142ha	52%
間伐	519千m <sup>3</sup>	486千m <sup>3</sup>	93%	林道(開設)	20,835m	2,853m	14%

## 2 国有林野の維持・保存

### (1) 特に保護を図るべき森林

自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的に設定している「保護林」について、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めます。

森林生態系保護地域



(大汝国有林:加賀)

森林生物遺伝資源保存林



(犀川国有林:加賀)

植物群落保護林



(扇ノ仙国有林:千代川)

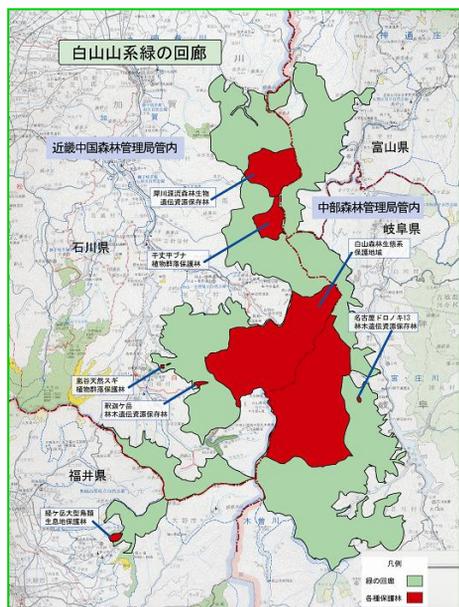
### 保護林の設定状況

種 類	新計画		局全体(参考)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森林生態系保護地域	1	7,049	3	11,633
森林生物遺伝資源保存林	1	1,794	2	2,309
林木遺伝資源保存林	4	279	21	860
植物群落保護林	11	1,221	43	3,920
特定動物生息地保護林	—	—	4	227
特定地理等保護林	—	—	1	30
計	17	10,343	74	18,979

また、2つの計画区で、野生動植物の移動経路を確保し生息・生育地の拡大と相互交流を促す「緑の回廊」を設定しています。

加賀森林計画区：石川県、福井県、富山県、岐阜県境の「白山山系緑の回廊（加賀で 18,014ha）」

千代川森林計画区：鳥取県、兵庫県、岡山県境の「東中国山地緑の回廊（千代川で 3,546ha）」



## (2) 生物多様性の確保等

保護林以外の森林においても、生物多様性の確保のため、学識経験者等との情報交換を図り、希少野生動植物（猛禽類やツキノワグマ等）の生息・生育情報等の把握とその環境保全等に努めます。

また、「森の巨人たち100選」に選ばれた巨樹・巨木等についてもその保全に努めます。

- ・樹種 **カツラ**
- ・幹周 **1,560 cm**
- ・樹高 **43m**
- ・樹齢 **1,000年(推定)**



巨樹・巨木(コモチカツラ)

(山伏山国有林:加賀)

### カシノナガキクイムシ被害



(山王谷国有林:千代川)

## (3) 森林被害対策

周辺民有林との連携を密にして、マツクイムシやカシノナガキクイムシ等の病害虫による森林被害の未然防止、早期発見、早期防除により、被害のまん延防止に努めます。

また、ニホンジカ等による苗木の食害やツキノワグマによる樹木の剥皮被害等に対し、防護柵の設置や樹幹へのテープ巻き等により、被害の防止に努めます。

### マツクイムシ被害(伐倒駆除)



(高野山国有林:紀北)

### シカ防護柵



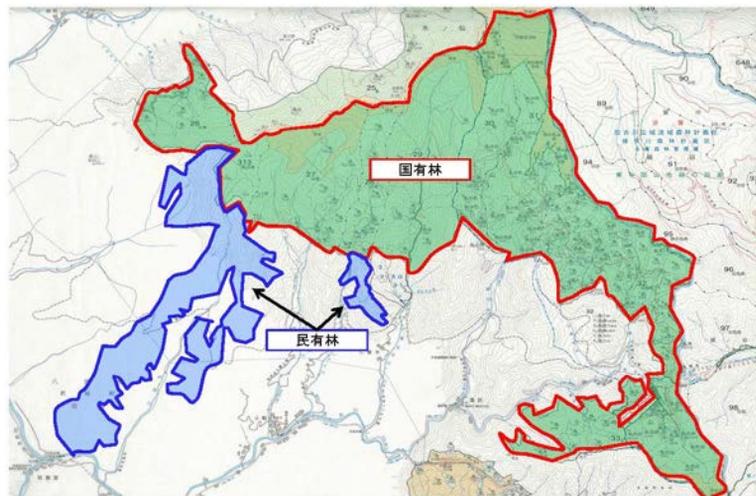
(野路山国有林:瀬戸内)

### 3 林産物の供給

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立

隣接した民有林と国有林が連携して作業道の作設や間伐等の森林整備、間伐材の販売等を実施する「**森林共同施業団地**」を積極的に設定します。

小舟山地域森林共同施業団地



(小舟山・氷ノ山国有林:千代川)

列状間伐、路網、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な間伐の推進、森林整備を通じて生産された間伐材の安定供給、システム販売等により木材の供給と販売に努めます。

高性能林業機械による作業のイメージ



文化財継承林



(鍛冶屋山国有林:瀬戸内)

檜皮採取対象林



(城山国有林:岩徳)

#### (2) 文化財保全等への貢献

国宝・重要文化財等に指定されているような伝統的木造建造物を将来にわたって維持・継承していくため、これら木造建造物の修復資材(大径材や檜皮)の供給に資するため、「**文化財継承林**」、「**檜皮採取対象林**」を設定しています。

新計画の文化財継承林・檜皮採取対象林

種類	箇所	面積(ha)	設定箇所
文化財継承林(クスノキ)	1	6.00	瀬戸内:鍛冶屋山国有林
檜皮採取対象林	1	30.98	紀北:高野山国有林
	4	70.32	瀬戸内:野路山、彦山、八坂山、仏通寺山国有林
	1	41.63	岩徳:城山国有林

## 4 国有林野の活用

広く国民の皆さんに森林とのふれあいの場を提供するために「**レクリエーションの森**」を選定しています。

このレクリエーションの森は、地域関係者の協力体制（管理運営協議会等）の下、利用者のニーズに即した施設整備や森林景観対策など質の向上に努めます。

笠戸岩国自然休養林[岩国地区]



(城山国有林:岩徳)

宝塚自然休養林



(北中山国有林:加古川)

氷ノ山風景林



(氷ノ山国有林:千代川)

山王滝風致探勝林



(山王谷国有林:千代川)

用倉山野外スポーツ地域



(用倉山国有林:瀬戸内)

レクリエーションの森の設定状況

種 類	新計画		局全体(参考)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
自然観察教育林	5	536	15	1,421
森林スポーツ林	1	40	3	300
野外スポーツ地域	2	291	10	1,665
風景林	26	3,374	85	11,652
風致探勝林	1	149	7	1,738
自然休養林	5	2,129	9	6,034
計	40	6,519	129	22,810

## 5 国民参加による森林の整備

森林ボランティア団体、NPO等による森林づくり活動等の場所となる「ふれあいの森」の設定、企業のCSR活動の要請等に応える「法人の森（分収林）」や「社会貢献の森」の設定をはじめ木の文化への貢献や山地美化活動等多様な要望に応え、活動フィールドを提供し、その活動を支援します。

また、学校等が国有林野で林業体験や森林教室等を実施する「遊々の森」を設定するなど、森林環境教育に係る各種支援を行います。

### ふれあいの森での森林整備



(安宅林国有林:加賀)

### 遊々の森での体験林業



(焼尾国有林:伊賀)



(旧城山国有林:千代川)

現計画での設定に加えて加賀計画区の安宅林国有林でのふれあいの森のほか12箇所（下表赤字）で、フィールド提供を行います。

### 新計画区内でのフィールド提供

種類	箇所	面積(ha)	設定箇所
ふれあいの森	5	73.88	加賀：安宅林国有林 加古川：東山、蓮花寺山国有林 瀬戸内：並滝寺山国有林 千代川：氷ノ山国有林
社会貢献の森	4	7.92	加賀：花立国有林 伊賀：焼尾国有林 紀北：高野山国有林(2) 瀬戸内：小吹山国有林
木の文化を支える森	1	1.51	紀北：高野山国有林
遊々の森	7	134.84	加賀：安宅林国有林 伊賀：焼尾国有林 加古川：北中山国有林 瀬戸内：光林寺奥山国有林 千代川：旧城山、山王谷国有林 岩徳：笠戸島国有林
多様な活動の森	6	7.59	加古川：清水坂、前山、高御位山国有林 瀬戸内：花茎山、西ヶ谷山国有林 千代川：氷ノ山国有林

## Ⅳ 森林計画区毎の主要事業

### 1 伐採指定量

(単位:m3)

森林計画区	主伐	間伐	臨伐	計	備考
加 賀	—	31,775	2,500	34,275	
伊 賀	—	3,350	1,000	4,350	
紀 北	32,140	42,951	17,500	92,591	
加古川	10,449	17,566	1,500	29,515	
瀬戸内	49,684	144,934	20,000	214,618	
千代川	8,297	162,787	10,000	181,084	
岩 徳	3,655	38,072	1,100	42,827	
<b>伐採量 計</b>	<b>104,225</b>	<b>441,435</b>	<b>53,600</b>	<b>599,260</b>	
対前計画量比	191%	85%	102%	96%	
現計画量	54,524	518,818	52,600	625,942	

注:臨伐(臨時伐採)は、事業実行上の支障木、病害虫による被害木等で、計画時点で箇所付けできないもの。

### 2 その他の主要事業

森林計画区	更新 (ha)	保育(ha)		林道(m)		治山	
		下刈	除伐	開設	改良	整備(ha)	施設
加 賀	—	—	—	—	—	67	17
伊 賀	—	—	1	—	300	—	0
紀 北	73	266	62	420	—	—	12
加古川	31	92	26	2,300	—	72	20
瀬戸内	139	492	289	10,544	—	—	28
千代川	22	67	72	11,000	—	89	18
岩 徳	35	8	19	—	—	—	16
<b>計</b>	<b>301</b>	<b>925</b>	<b>470</b>	<b>24,264</b>	<b>300</b>	<b>229</b>	<b>111</b>
現計画量	273	802	1,008	20,835	15,682	575	100

注:四捨五入の関係で、合計が合わないものがある。

# V 変更計画の概要

## 1 国有林の地域別の森林計画との調和を図るための変更等

「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」に公益的機能別施業森林との対比表（3 ページ参照）を挿入するとともに、森林・林業基本計画に関する記述について更新します。

また、国有林野施業実施計画の伐採総量について、「市町村別内訳」の表を再掲として追記します。

## 2 伐採総量に関する変更

健全で活力ある森林を造成し地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、円山川森林計画区ほか3計画区で、間伐を追加します。また、広葉樹の導入を目的とした「保護伐」等を実施するため山口計画区で主伐を追加します。

森林計画区	主間伐別	追加(m <sup>3</sup> )
円山川	間伐	686
天神川	間伐	42,487
大和・木津川	間伐	253

森林計画区	主間伐別	追加(m <sup>3</sup> )
山口	主伐	15,808
山口	間伐	14,265

## 3 林道の整備に関する変更

各計画区の林道の開設路線名を林業専用道と改めます。

また、森林整備を進めるため、林業専用道の開設、既設林道の改良について計画を見直します。（開設：40路線追加、3路線取りやめ。改良：12箇所追加、1箇所取りやめ）

森林計画区	開設改良	路線数	延長(m)
越前	開設	2	6,757
〃	改良	2	40
若狭	開設	2	3,050
〃	改良	5	220
尾鷲熊野	開設	1	4,080
〃	改良	-1	3,380
淀川上流	開設	3	6,000
由良川	改良	2	3,500
北山十津川	開設	0	-2,000
紀南	開設	(-1)3	5,100
紀中	開設	2	1,900
揖保川	開設	2	3,700

森林計画区	開設改良	路線数	延長(m)
高梁川下流	開設	(-1)6	13,040
〃	改良	1	30
旭川	開設	1	500
〃	改良	1	1,070
吉井川	開設	1	2,300
〃	改良	1	50
天神川	改良	0	600
高梁川上流	開設	1	2,800
江の川上流	開設	(-1)2	2,087
太田川	開設	4	3,100
山口	開設	10	19,510

注：延長については、追加、取りやめの他延長を見直したものを含む。尾鷲熊野で路線がマイナスで延長がプラスなのは、他の路線の延長を伸ばすためである。

## 4 治山に関する変更

安全な国土づくりのため、治山事業の保全施設の箇所及び保安林の整備面積を追加します。

森林計画区	区分	工種	計画量
日野川	保全施設	溪間工	22箇所
江の川上流	保安林の整備	本数調整伐	73.29ha

## 5 フィールド提供に関する変更

国民の参加による森林の整備を進めるため、NPO等が行う自主的な森林整備等の活動フィールドとして、太田川森林計画区で「多様な活動の森」を設定します。

森林計画区	名称	箇所	面積	備考
太田川	多様な活動の森	1	19.98ha	宇品山国有林

# VI 各森林計画区の特徴

## ◆加賀森林計画区の特徴◆

加賀森林計画区の国有林野33,901haは、大半が石川、富山、岐阜、福井県境の標高の高い地域に所在し、一部は加賀海岸沿岸部に所在しています。

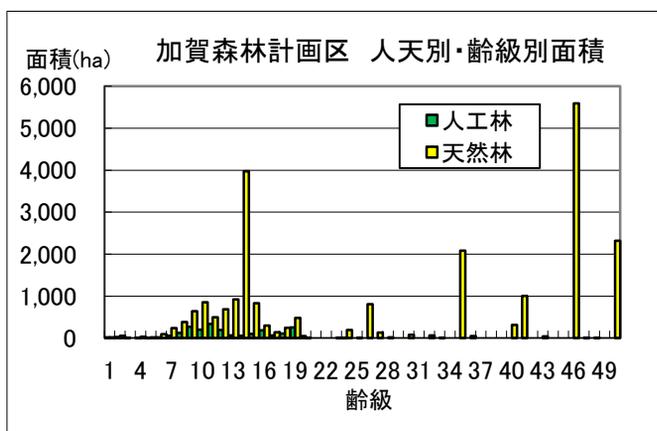
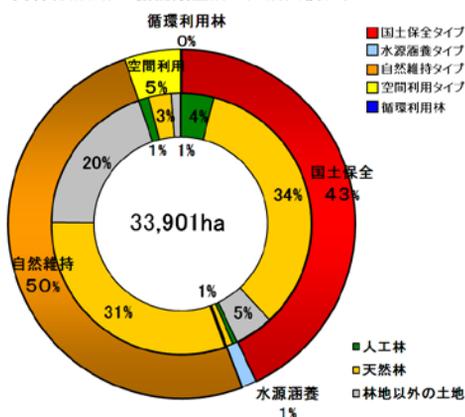
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は、24%と低いものの、その44%が「**水土保持林**」、56%が「**森林と人の共生林**」であり、国土保全や自然維持など公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に、犀川源流部から白山山系に至る国有林野は、山地帯から高山帯までの垂直分布を有し多くの動植物の生息・生育地となっていることからその保全を図るために「**白山森林生態系保護地域**」や「**犀川源流森林生物遺伝資源保存林**」等の保護林を設定するとともに、併せて、これらをつなぎ、野生動物の移動経路や生物多様性の確保や種の保存等のため「**白山山系緑の回廊**」を設定しています。

また、林道や登山道等の周辺の優れた景観地には「**風景林**」、散策や森林教育の場として利用される海岸林には「**自然休養林**」を設定する等レクリエーション等の場に供しています。

なお、国有林野面積の**92%を占める天然林**は、ブナやミズナラなどの落葉広葉樹が主体となっています。残る8%の人工林は、スギと海岸林のクロマツが主体で、木材生産より針広混交林への誘導を図り公益的機能を発揮することが求められています。

- (1) 関係機関と連携した計画的な**治山事業の実施**を図ります。特に、海岸林においては、マツクイムシの防除や松林の育成を周辺民有林と一体となって進めます。
- (2) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、**約32千m<sup>3</sup>の間伐**を実施するとともに、**間伐材の有効利用**に努めます。
- (3) 国民による森林整備活動や森林環境教育の場として安宅林国有林に「**ふれあいの森**」と「**遊々の森**」を、社会貢献活動の一環として森林整備を実施する場として花立国有林に「**社会貢献の森**」を設定し、その活動に国有林野のフィールドを提供します。

加賀森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



蛇谷風景林 (蛇谷国有林：白山市)



マツ天然更新試験地 (加賀海岸国有林：加賀市)

## ◆伊賀森林計画区の特徴◆

伊賀森林計画区の国有林野1,298haは、淀川の支流である木津川の水源地域にあたる三重県の北西部の伊賀市に小面積の団地として点在しています。

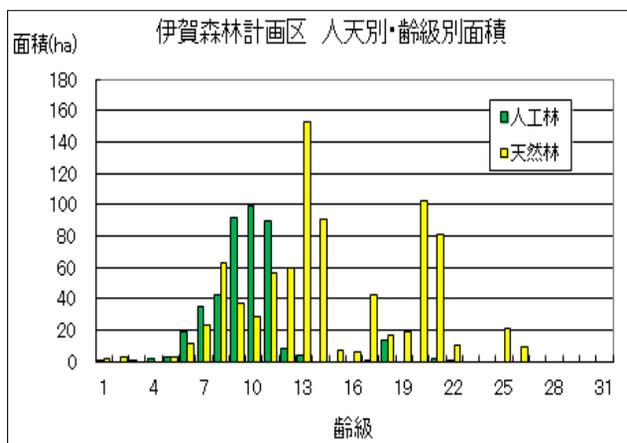
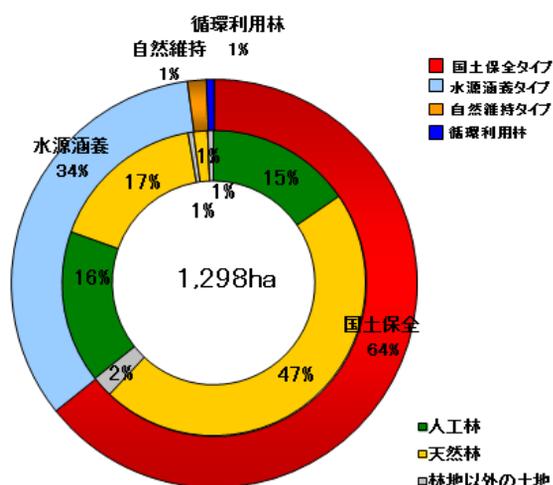
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約3%と低いものの、その98%が「**水土保全林**」であり、土砂流出防備などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に、希少な天然ヒノキ群落の所在する青岳国有林で「**植物群落保護林**」を設定しその保護を図るほか、各地の森林病中害や獣害に対する被害対策を実施する等国有林野の適切な維持・保存に取り組んでいます。

また、学校等が林業体験等の森林環境教育の場として利用する「**遊々の森**」をはじめとして、国民参加による森林整備の活動場所として、国有林野のフィールドを提供をしています。

なお、国有林野の33%を占める人工林は、その65%が7～10齢級にあり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約3千m<sup>3</sup>の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 社会貢献活動の一環として森林整備を実施する場として、焼尾国有林において新たに「社会貢献の森」を設定し、その活動に国有林野のフィールドを提供します。

伊賀森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



遊々の森での森林教室(焼尾国有林：伊賀市)



青岳天然ヒノキ植物群落保護林(青岳国有林：伊賀市)

## ◆加古川森林計画区の特徴◆

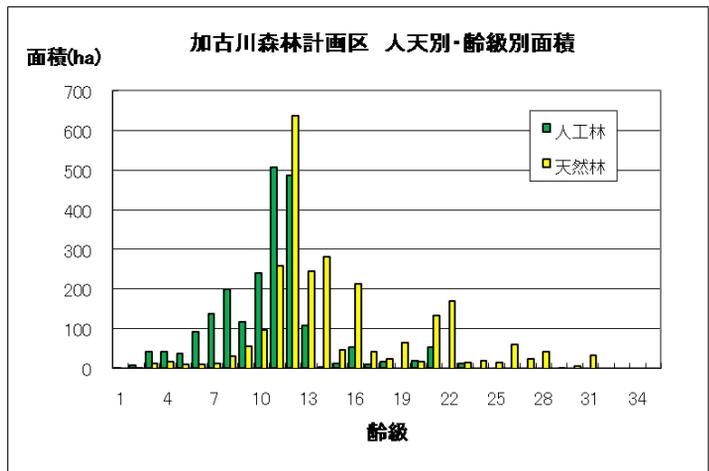
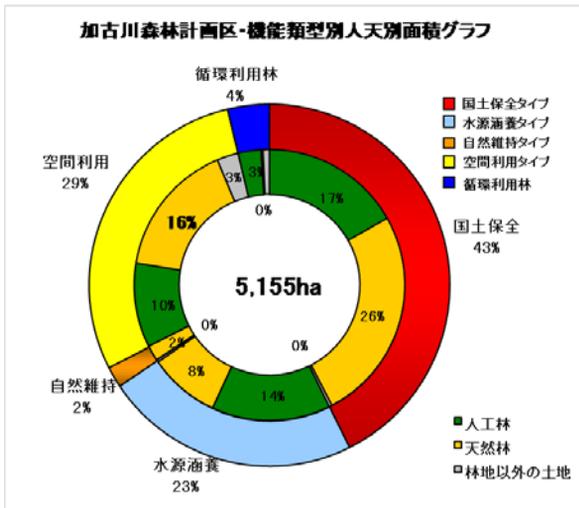
加古川森林計画区の国有林野5,155haは、兵庫県東南部の山間地域から瀬戸内海沿岸の都市部及び島しょ部に小面積の団地として点在しています。

計画区の森林全体に占める国有林野の割合は3%と低いものの、その96%が「**水土保持林**」と「**森林と人との共生林**」であり、国土保全や水源涵養などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に都市近郊林等を「**レクリエーションの森**」に設定し、京阪神を中心とした都市住民等の保健休養の場として利用に供している他、「**ふれあいの森**」「**遊々の森**」「**多様な活動の森**」を設定し、国民参加による森林整備の場として国有林野のフィールドを提供しています。

また、ウバメガシの天然分布地を保護し林木の遺伝資源を保護するため由良国有林に「**林木遺伝資源保存林**」、天然スギを保護するため摩耶山国有林に「**植物群落保護林**」を設定し適正に管理しています。

なお、国有林野の44%を占める人工林は、その77%が7～12齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 都市近郊林等において生活環境の保全機能を発揮させるため、「**森林と人との共生林**」及び「**水土保持林(水源涵養タイプ)**」から約490haを「**水土保持林(国土保全タイプ)**」に変更しました。
- (2) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約18千㎡の間伐を実施するとともに、利用間伐に努めます。



生活環境保全機能を重視した森林  
(表山国有林：神戸市)



神戸北野風景林 (堂徳山国有林：神戸市)

## ◆紀北森林計画区の特徴◆

紀北森林計画区の国有林野2,872 haは、和歌山県の北部の奈良県境及び大阪府との境に小面積の団地として点在しています。

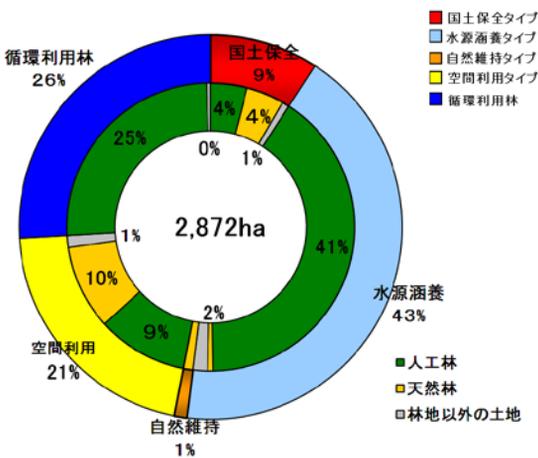
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約7%と低いものの、その74%が「**水土保持林**」と「**森林と人との共生林**」であり、水源涵養や保健休養などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に、高野山国有林において、「**植物群落保護林**」として希少なコウヤマキ群落を保存している他、優れた景観地や休養場所を「**風景林**」や「**自然休養林**」として「**レクリエーションの森**」に指定しその利用に供しています。

また、計画区内には、**世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」**があり、「**世界文化遺産貢献の森林**」としてその周辺の国有林野の風致の保全等に配慮した管理を行うとともに、「**檜皮採取対象林**」を設定し、文化財等の修復資材の供給に努めています。

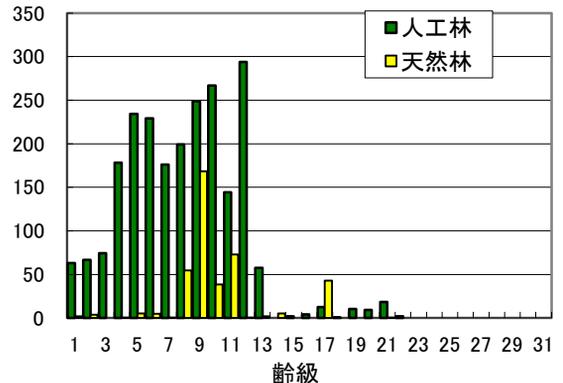
なお、国有林野の84%を占める人工林は、その94%が5～11齢級であり間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約43千m<sup>3</sup>の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 社会貢献活動の一環として森林整備を実施する場として、高野山国有林において「**社会貢献の森**」を2箇所設定し、その活動に国有林野のフィールドを提供します。

紀北森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 紀北森林計画区 人天別・齢級別面積



「高野山古事の森」と「緑の孫基金の森」  
(高野山国有林：高野町)



紀泉高原自然休養林  
(紀泉高原国有林：和歌山市)

## ◆千代川森林計画区の特徴◆

千代川森林計画区の国有林野15,324haは、鳥取県の東部の兵庫県境、岡山県境及び三国山から鷲峰山へと連なる脊梁部と一部鳥取市街地に所在します。

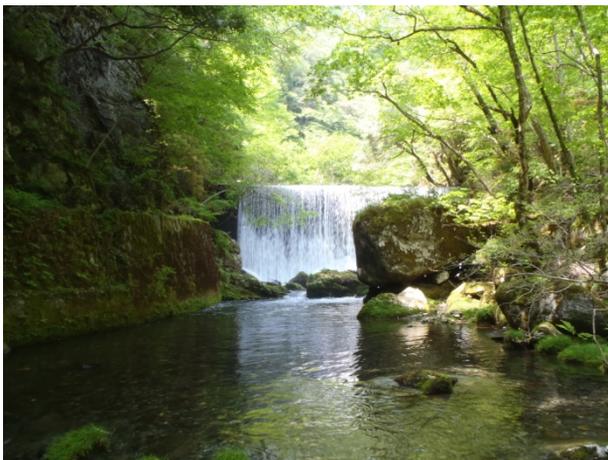
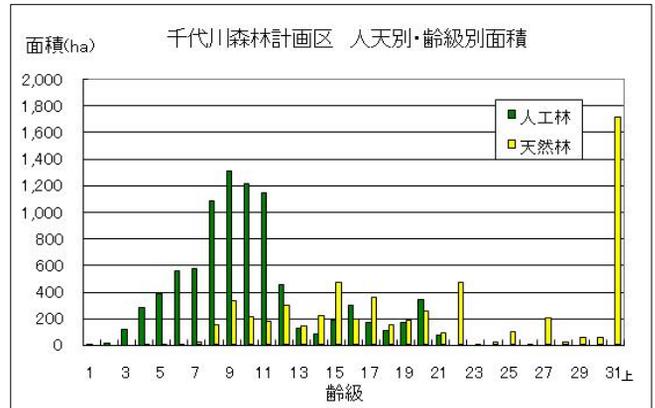
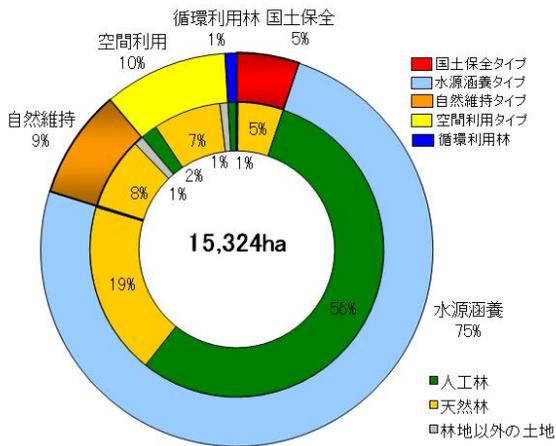
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は13%と低いものの、その99%が「**水土保持林**」と「**森林と人との共生林**」であり、水源涵養や自然維持などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に、貴重な植物群落や遺伝資源を保護するため、「**植物群落保護林**」と「**林木遺伝資源保存林**」をそれぞれ2箇所設定し適切な保護管理に取り組むほか、野生動物の移動経路や生物多様性の確保、種の保存等のため「**東中国山地緑の回廊**」を設定しています。

また、鳥取市街地に所在する旧城山国有林の「**鳥取自然休養林**」をはじめ、11箇所「**レクリエーションの森**」を設定し、ハイキングや保健休養の場等の利用に供しています。

なお、国有林野の59%を占める人工林は、その54%が8～11齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 民有林と連携した「**森林共同施業団地**」において、低コストで効率的な森林整備と木材の安定供給に取り組めます。
- (2) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約 163千 m<sup>3</sup>の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (3) 国民による森林整備活動や森林での多様な活動の場として氷ノ仙国有林に「**ふれあいの森**」と「**多様な活動の森**」、森林環境教育の場として「**遊々の森**」を設定し、その活動に国有林野のフィールドを提供します。

千代川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



遊々の森設定箇所 (山王谷国有林：鳥取市)



東中国山地緑の回廊 (扇ノ山国有林：鳥取市)

## ◆瀬戸内森林計画区の特徴◆

瀬戸内森林計画区の国有林野14,688haは、広島県南東部の中央丘陵地帯から瀬戸内海沿岸に大小の団地が散在しています。

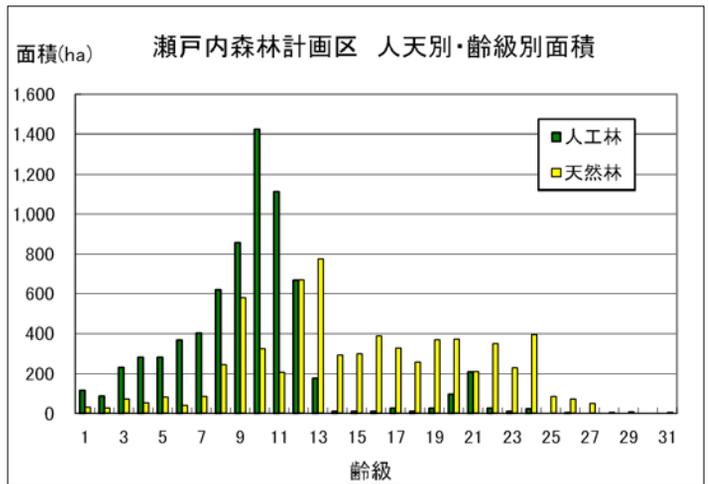
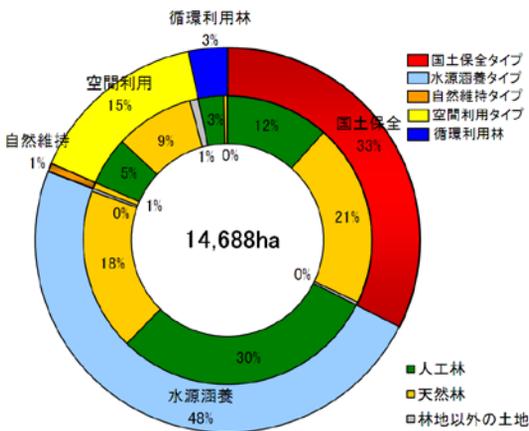
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は8%と低いものの、その97%が「**水土保持林**」と「**森林と人の共生林**」であり、水源涵養や国土保全などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に、都市近郊林や景観に優れた森林を対象に9箇所の「**レクリエーションの森**」を設定し、登山、ハイキング、自然観察などの利用に供すると共に、2箇所「**植物群落保護林**」を指定して貴重な植物群落の保護しています。

また、「**檜皮採取対象林**」と「**文化財継承林**」を設定して国宝・重要文化財等の維持修繕のための資材確保・供給に努めています。

なお、国有林野の50%を占める人工林は、その62%が7～11齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 土砂流出防備保安林の指定を踏まえ、山地災害防止機能を発揮させるため、「**水土保持林(国土保全タイプ)**」を約450ha増やしました。
- (2) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約145千m<sup>3</sup>の間伐を実施するとともに、**間伐材の有効利用に努めます。**
- (3) 森林づくりを通じた社会貢献や多様な活動の場として、新たに「**社会貢献の森**」(小吹山国有林)と「**多様な活動の森**」(花荃山、西ヶ谷山国有林)を設定し、その活動に国有林野のフィールドを提供します。

瀬戸内森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



社会貢献の森 (小吹山国有林：竹原市)



靱の浦風景林(後口山国有林：福山市)

## ◆岩徳森林計画区の特徴◆

岩徳森林計画の国有林野2,476haは、山口県東部の瀬戸内海沿岸及び島しょ地域と中国山地西端地域に小面積の団地として点在しています。

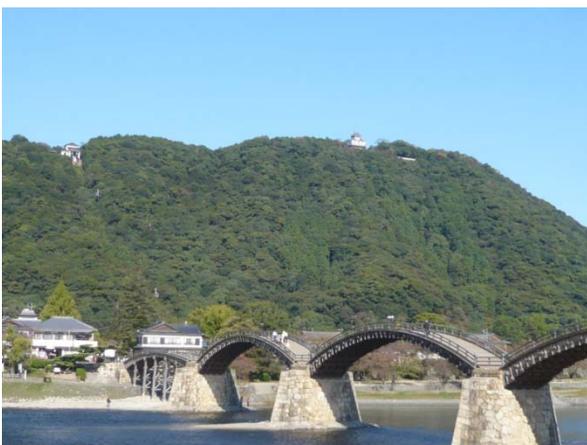
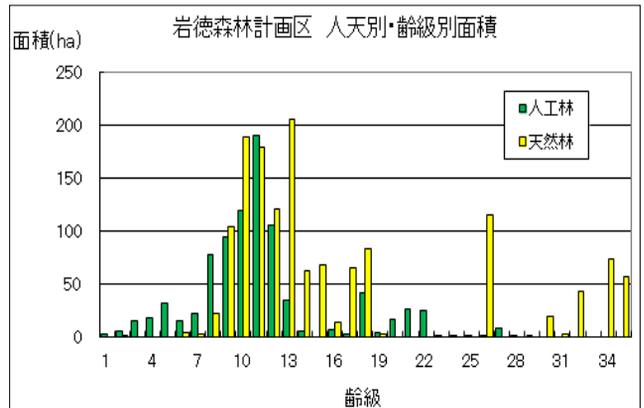
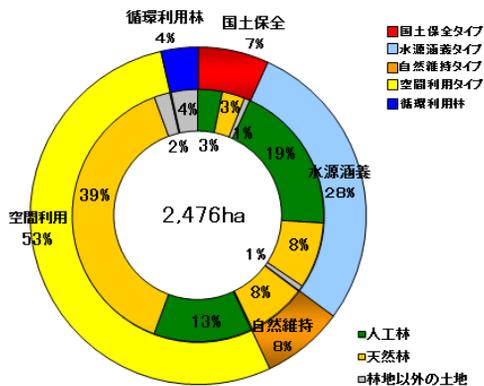
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は2%と低いものの、その96%が「**水土保持林**」と「**森林と人との共生林**」であり、水源涵養や保健休養などの公益的な発揮に重要な役割を担っています。特に、保健休養に適した森林や景観に優れた森林において、1箇所2地区の「**自然休養林**」及び4箇所の「**風景林**」として「**レクリエーションの森**」に指定し、その利用に供すると共に、2箇所（寂地山、右谷山）で「**植物群落保護林**」を設定し、貴重なブナ群落を適正に保護しています。

また、「**檜皮採取対象林**」を設定して国宝・重要文化財等の修復用資材の供給に努めています。

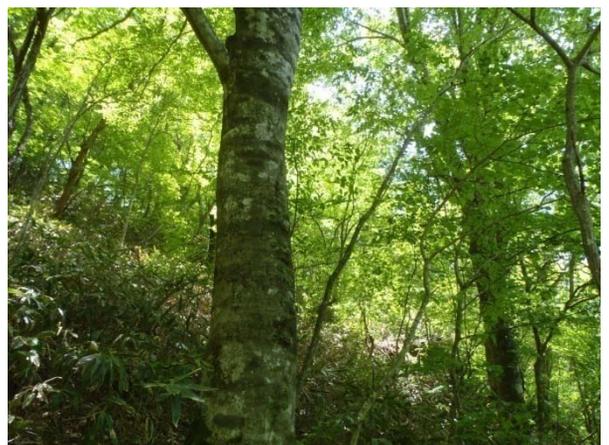
なお、国有林野の38%を占める人工林は、その70%が7～12齢級であり間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約38千㎡の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 自然体験等の森林環境教育の場として、「遊々の森」を設定し、その活動に国有林野のフィールドを提供します。

岩徳森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



岩国自然休養林(城山国有林：岩国市)



右谷山ブナ植物群落保護林(右谷国有林：岩国市)

## 23年度策定・森林計画区別・機能類型別面積

新計画

単位：面積

森林計画	森林管理署	水土保全林			森林と人との共生林			公益林計	資源の循環利用林	合計
		国土保全	水涵	小計	自然維持	空間利用	小計			
加賀	石川	14,549	482	15,031	17,073	1,774	18,848	33,879	23	33,901
伊賀	三重	834	437	1,271	19		19	1,290	8	1,298
加古川	兵庫	2,200	1,181	3,381	97	1,484	1,581	4,962	193	5,155
紀北	和歌山	263	1,230	1,493	30	603	634	2,127	745	2,872
千代川	鳥取	792	11,437	12,229	1,381	1,565	2,946	15,175	149	15,324
瀬戸内	広島	4,763	7,110	11,873	103	2,234	2,336	14,209	478	14,688
岩徳	山口	169	701	870	195	1,322	1,517	2,387	88	2,476
合計		23,570	22,579	46,149	18,899	8,982	27,881	74,029	1,683	75,712

旧計画

単位：面積

森林計画	森林管理署	水土保全林			森林と人との共生林			公益林計	資源の循環利用林	合計
		国土保全	水涵	小計	自然維持	空間利用	小計			
加賀	石川	14,530	501	15,031	17,073	1,775	18,848	33,879	30	33,909
伊賀	三重	832	437	1,269	19		19	1,288	11	1,299
加古川	兵庫	1,713	1,253	2,966	97	1,899	1,995	4,961	195	5,155
紀北	和歌山	264	1,225	1,489	30	604	634	2,123	749	2,872
千代川	鳥取	792	11,438	12,229	1,381	1,566	2,947	15,176	149	15,325
瀬戸内	広島	4,283	7,140	11,423	103	2,690	2,793	14,216	480	14,695
岩徳	山口	87	701	788	195	1,319	1,514	2,302	174	2,476
合計		22,499	22,695	45,195	18,899	9,852	28,751	73,945	1,787	75,731

新旧増減(比較)

単位：面積

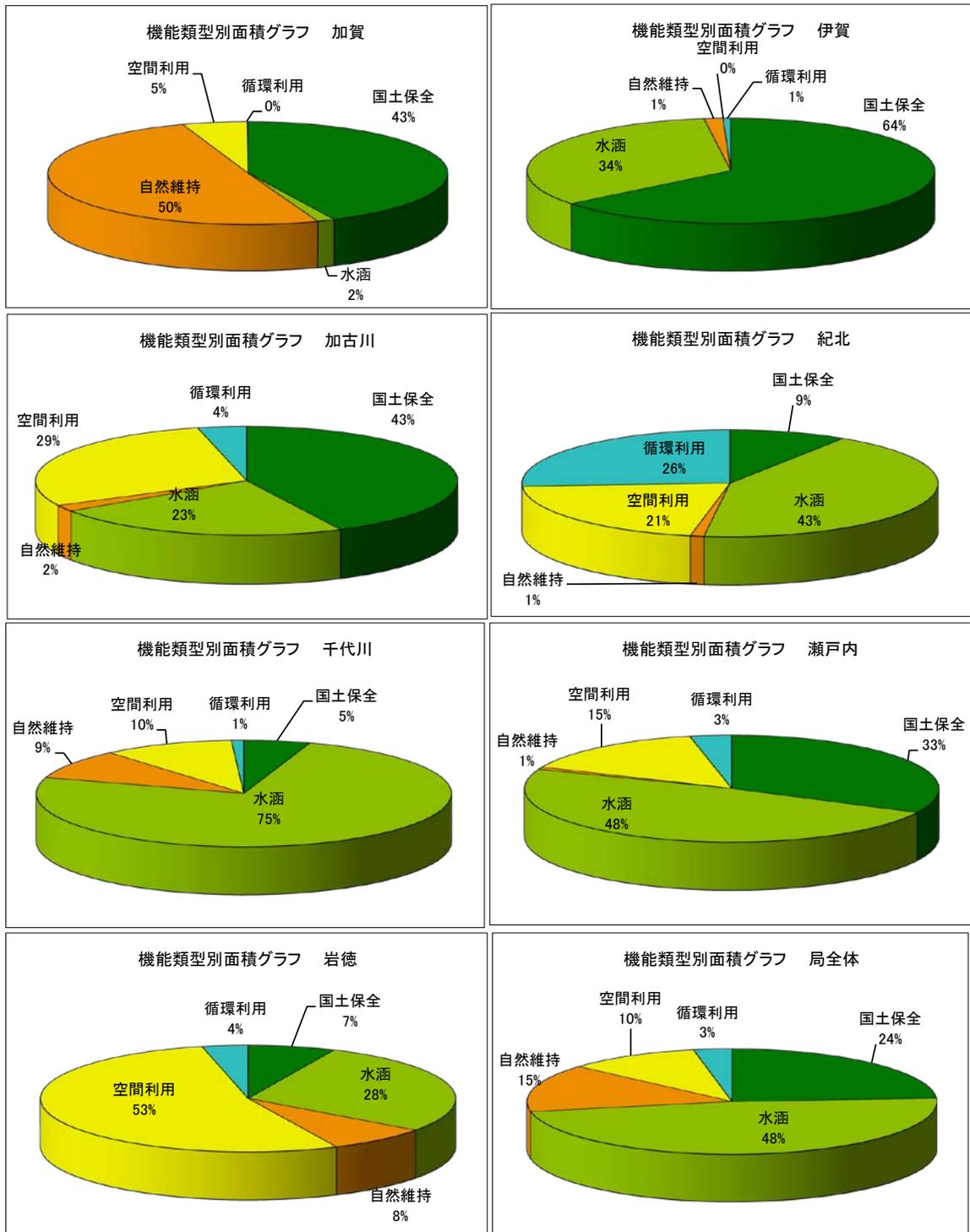
森林計画	森林管理署	水土保全林			森林と人との共生林			公益林計	資源の循環利用林	合計
		国土保全	水涵	小計	自然維持	空間利用	小計			
加賀	石川	19	▲ 19	▲ 0	0	▲ 1	▲ 1	▲ 0	▲ 7	▲ 7
伊賀	三重	2	▲ 0	2	0	0	0	2	▲ 3	▲ 1
加古川	兵庫	487	▲ 72	416	0	▲ 415	▲ 415	1	▲ 2	▲ 1
紀北	和歌山	▲ 1	5	4	0	0	0	4	▲ 5	▲ 1
千代川	鳥取	0	▲ 0	▲ 0	0	▲ 2	▲ 2	▲ 2	0	▲ 2
瀬戸内	広島	480	▲ 30	450	0	▲ 456	▲ 456	▲ 6	▲ 1	▲ 8
岩徳	山口	82	▲ 0	82	0	3	3	85	▲ 86	▲ 1
合計		1,070	▲ 117	954	0	▲ 870	▲ 870	84	▲ 103	▲ 19

※新旧増減の▲は面積の減

※国土保全：国土保全タイプ、水涵：水源涵養タイプ、自然維持：自然維持タイプ、空間利用：森林空間利用タイプ

<参考資料>

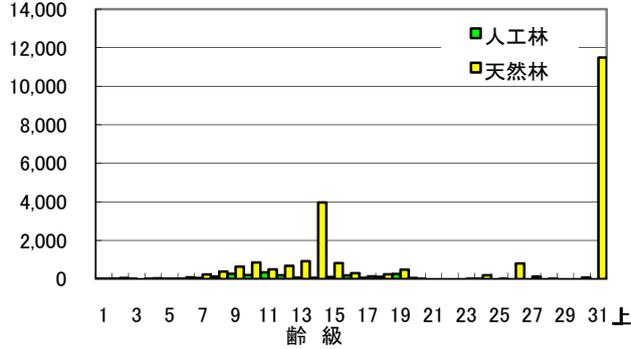
平成23年度策定 森林計画区別・機能類型別・面積グラフ



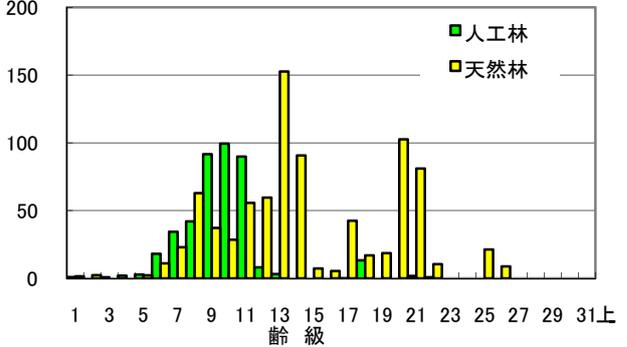
国土保全: 国土保全タイプ  
 水涵: 水源涵養タイプ  
 自然維持: 自然維持タイプ  
 空間利用: 森林空間利用タイプ  
 循環利用: 資源の循環利用林

## 平成23年度策定 森林計画区別 人天別・齢級別面積グラフ

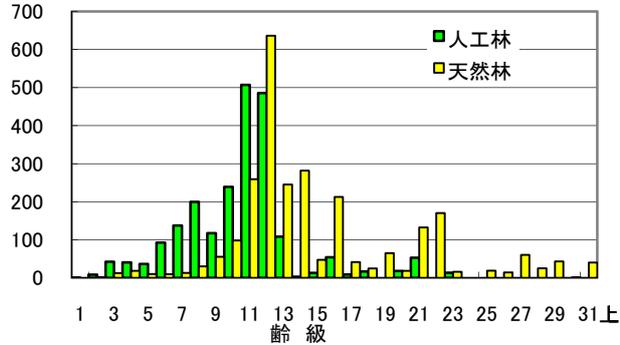
加賀森林計画区 人天別・齢級別面積



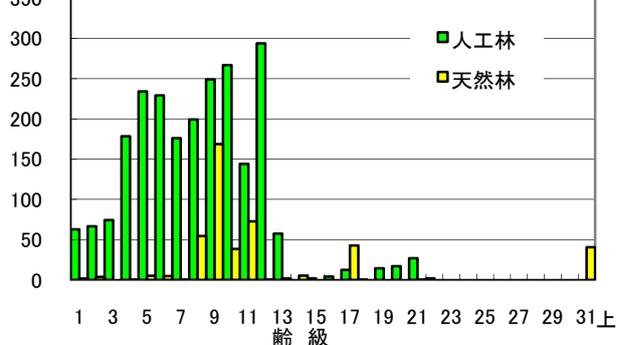
伊賀勢森林計画区 人天別・齢級別面積



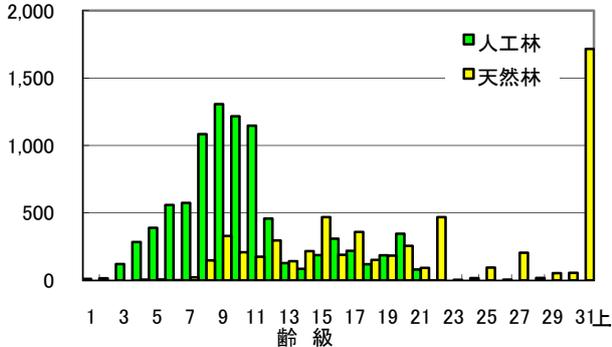
加古川森林計画区 人天別・齢級別面積



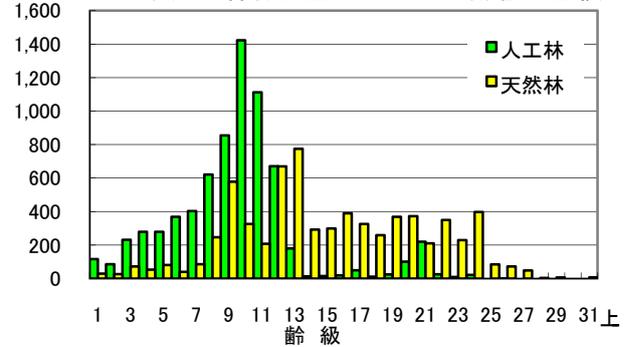
紀北森林計画区 人天別・齢級別面積



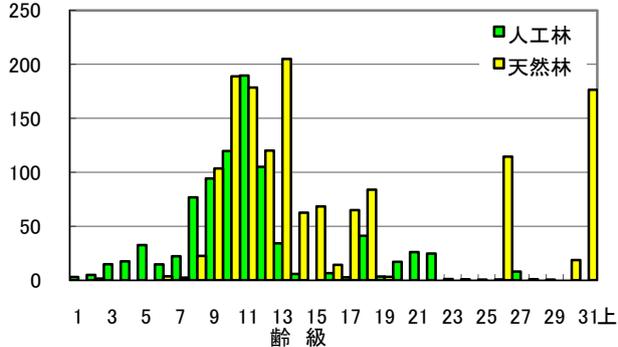
千代川森林計画区 人天別・齢級別面積



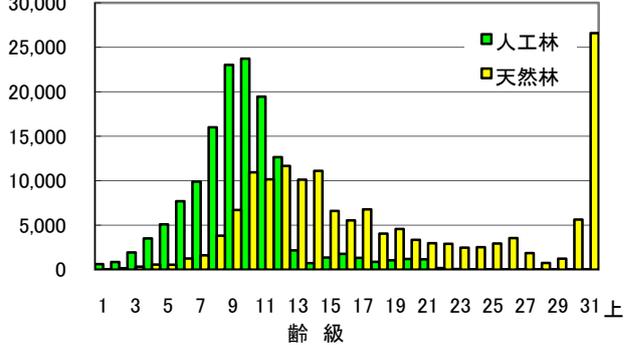
瀬戸内森林計画区 人天別・齢級別面積



岩徳森林計画区 人天別・齢級別面積

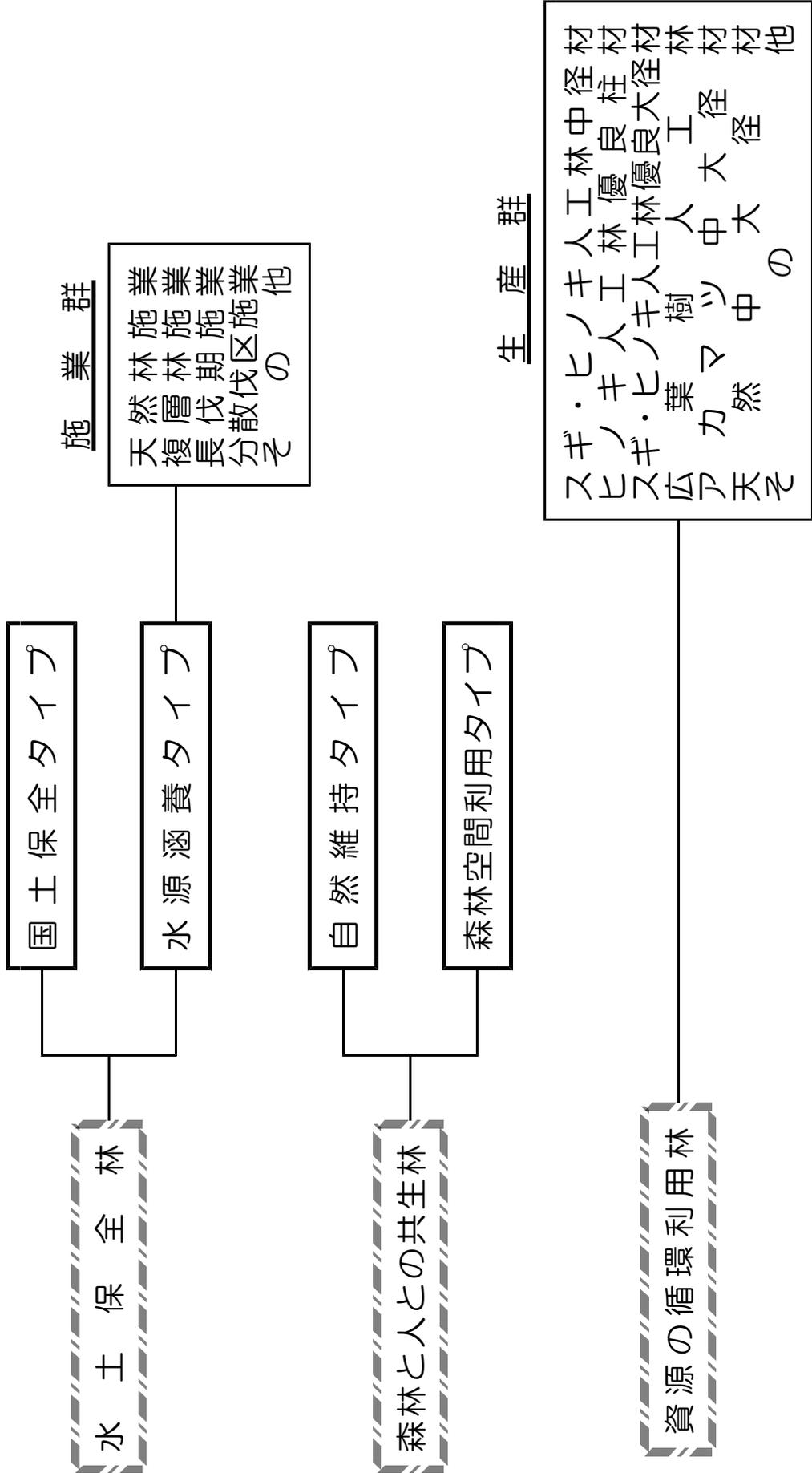


全森林計画区計 人天別・齢級別面積



機能類型別・施業群・生産群

機能類型



## 平成23年度策定の水源涵養タイプ・資源の循環利用林の面積

### ■水土保全林・水源涵養タイプの施業群別面積

単位:ha

森林計画	天然林	複層林	長伐期	分散伐区	その他	計
加賀	231.34	-	192.62	-	52.58	476.54
伊賀	337.80	-	86.34	-	4.69	428.83
加古川	233.68	-	667.01	23.66	215.52	1,139.87
紀北	10.21	-	35.20	1,095.91	41.35	1,182.67
千代川	1,955.54	2,133.62	5,108.86	622.53	1,324.83	11,145.38
瀬戸内	2,842.21	383.33	2,135.01	1,129.59	372.53	6,862.67
岩徳	147.08	23.30	281.10	162.61	70.12	684.21
計	5,757.86	2,540.25	8,506.14	3,034.30	2,081.62	21,920.17
局全体	29,103.98	7,713.60	56,600.51	34,330.46	16,694.23	144,442.78

※面積は林地面積。

※その他は保護樹帯、試験地等の面積。

※四捨五入により計が合わない場合がある。

### ■資源の循環利用林の生産群別面積

単位:ha

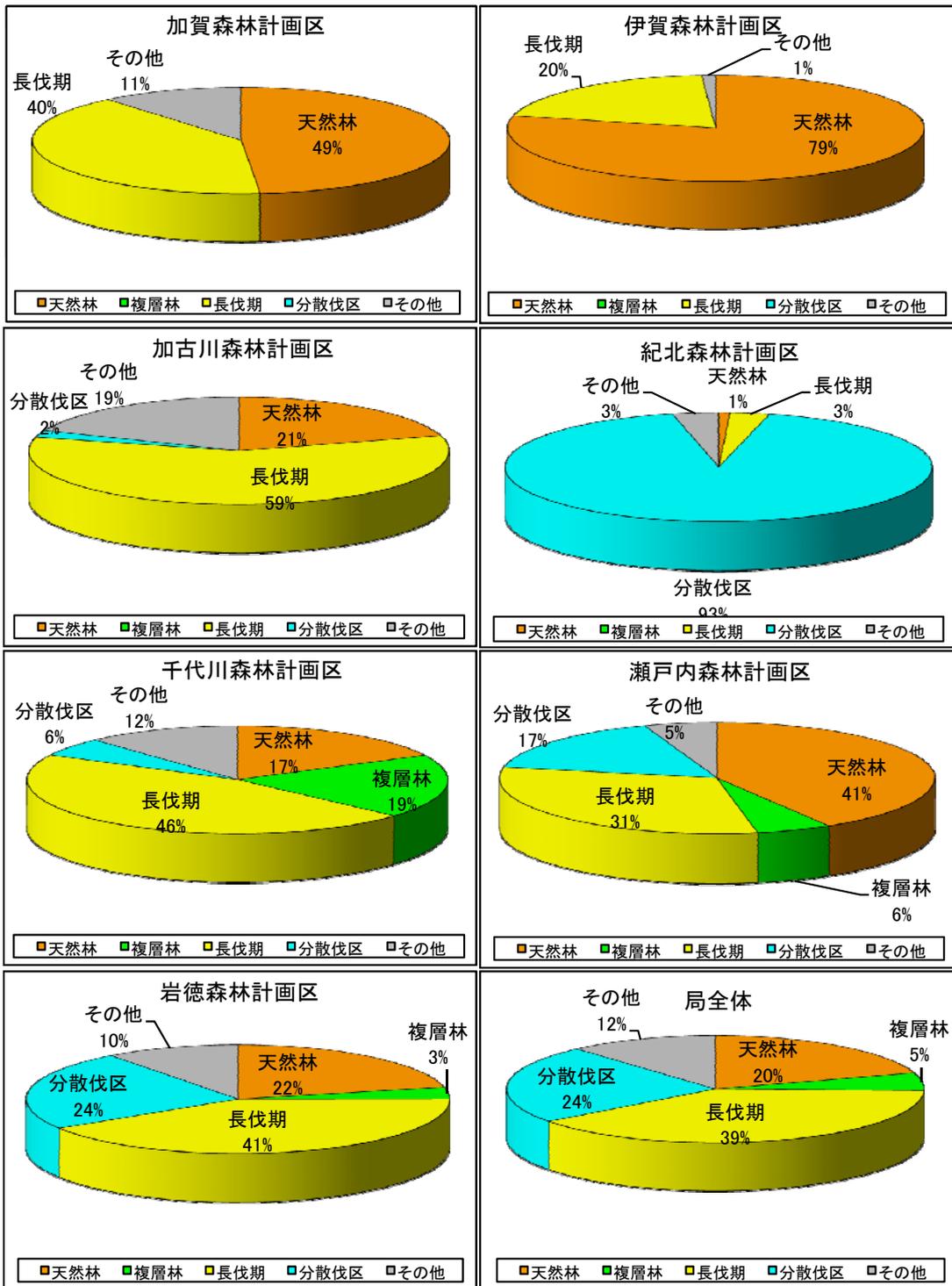
森林計画	スギ・ヒノキ人工林中径材	ヒノキ優良柱材	スギ・ヒノキ人工林優良大径	広葉樹人工林	天然林中大径材	アカマツ中大径材	その他	計
加賀	22.44	-	-	-	-	-	-	22.44
伊賀	-	-	-	-	-	-	-	-
加古川	133.65	-	-	4.82	-	3.19	11.24	152.90
紀北	533.42	191.57	1.51	3.10	-	1.97	-	731.57
千代川	133.98	-	-	4.58	-	-	-	138.56
瀬戸内	315.86	82.29	-	-	-	68.07	1.10	467.32
岩徳	-	-	-	-	-	-	4.29	4.29
計	815.86	152.35	-	125.45	-	-	11.16	1,517.08
局全体	5,802.10	1,518.76	306.80	259.00	80.91	697.63	293.62	8,958.82

※面積は林地面積。

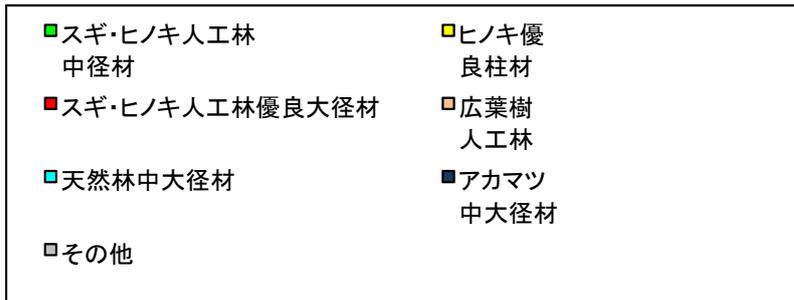
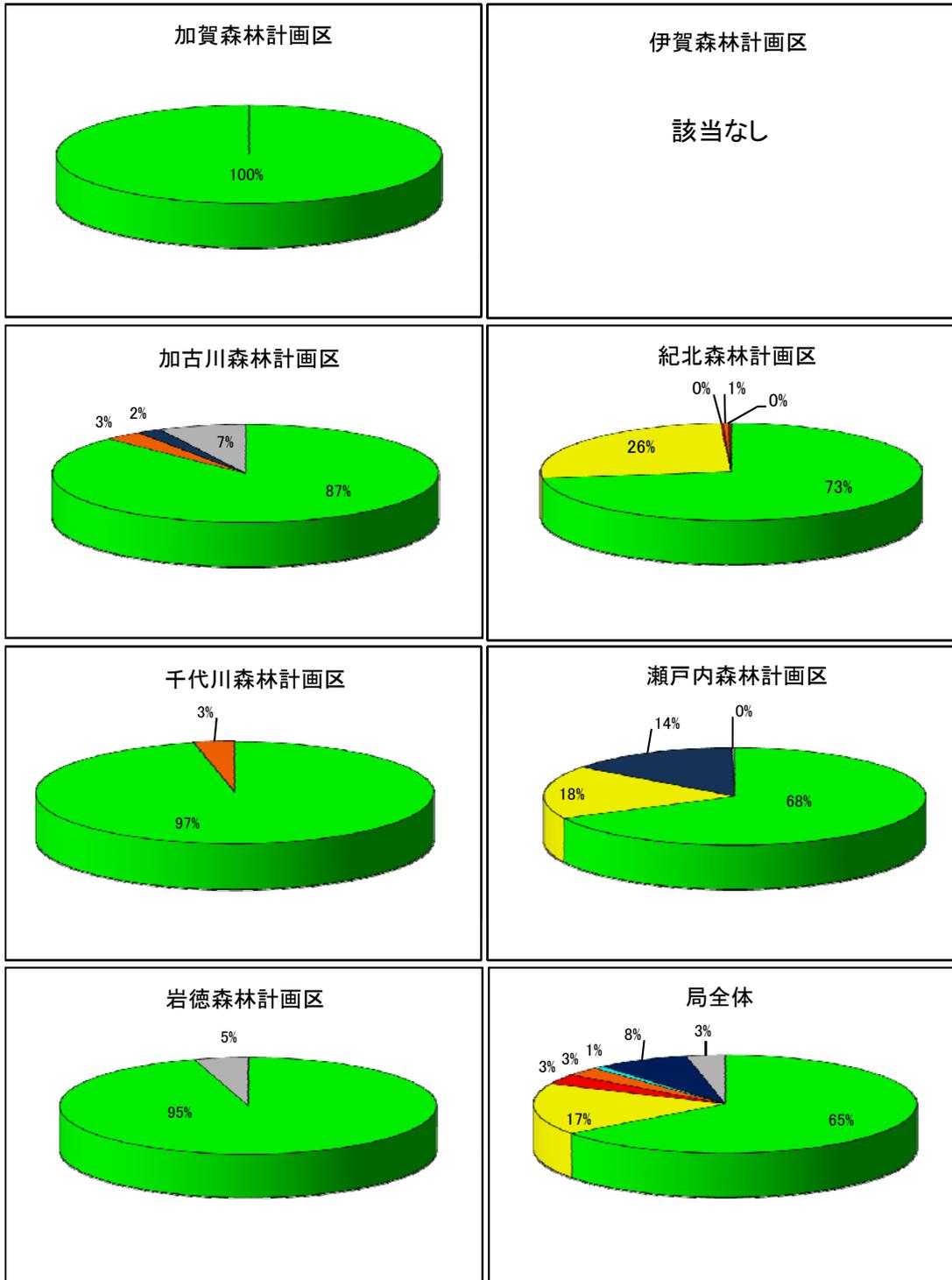
※その他は保護樹帯、試験地等の面積。

※四捨五入により計が合わない場合がある。

### 水源涵養タイプの施業群別面積グラフ



### 資源の循環利用林の生産群別面積グラフ



## ■ 保護林一覧表

計画 区名	府 県	種 類	面積 (ha)	新旧 別	設定 年度	概 要	備考
加 賀	石川県	白山森林生態系保護地域	7,049.24	既設	平元	地域代表する原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的とする。	
		犀川源流森林生物遺伝資源保存林	1,793.53	〃	平9	森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存することを目的とする。	
		釈迦ヶ岳林木遺伝資源保存林	29.81	〃	昭62	北陸地方の代表的なブナ、ミズナラの群落。	
		千丈平ブナ植物群落保護林	856.88	〃	平5	高標高地のブナを主体とした大群落。	
		嵐谷天然スギ植物群落保護林	10.58	〃	平5	希少な天然スギ（白山スギ）の群落。	
伊賀	三重県	青岳天然ヒノキ植物群落保護林	8.85	既設	平5	伊賀地方における代表的な天然ヒノキ群落。	
紀北	和歌山県	高野山コウヤマキ植物群落保護林	30.47	既設	平5	希少なコウヤマキがまとまって生育している。	
加古川	兵庫県	由良林木遺伝資源保存林	46.21	既設	昭元	ウバメガシの天然分布地を保護し、林木の遺伝資源を保存する。	
		摩耶山天然スギ植物群落保護林	34.60	〃	平5	天然スギの保護。	
千代川	鳥取県	沖ノ山林木遺伝資源保存林	88.16	既設	平3	主要な林業樹種の天然分布を保護し、林分の遺伝資源を保存する。 （保存対象樹種：スギ、ブナ、ミズナラ）	
		山王谷林木遺伝資源保存林	114.72	〃	平3	主要な林業樹種の天然分布を保護し、林分の遺伝資源を保存する。 （保存対象樹種：ブナ、スギ、トチノキ）	
		扇ノ山ブナ植物群落保護林	54.91	〃	平3	中国山系における代表的な天然生林の保護を図る。	
		三国山ブナ植物群落保護林	20.20	〃	平3	三国山における代表的なブナを主体とする高齢天然生林の保護を図る。	
瀬戸内	広島県	鷹ノ巣山ブナ植物群落保護林	4.04	〃	平2	広島県中央部に飛び地的に生育しているブナ林の保護。	
		野路山エドヒガン植物群落保護林	5.69	〃	平2	流紋岩地に分布する植物学上貴重な樹種であるエドヒガン等の保護。	
岩徳	山口県	寂地山ブナ植物群落保護林	76.93	〃	平2	山口県におけるブナの代表的群落の保護。	
		右谷山ブナ植物群落保護林	118.24	〃	平2	山口県におけるブナの代表的群落の保護。	

## ■ レクリエーションの森一覧表

計画 区名	府 県	種 類	面積 (ha)	新旧 別	設定 年度	概 要	備 考
加 賀	石 川 県	加賀海岸自然休養林 (風致探勝ゾーン)	429.77	既設	昭49	クロマツを主体とした優れた景観の中、整備された歩道等の利用者が多い。	
		獅子吼手取自然観察教育林	30.65	〃	昭62	ミズバショウの群落を中心に自然観察の場として利用されている。	
		蛇谷風景林	605.01	〃	昭62	白山スーパー林道の近景として、優れた景観を有している。	
		砂御前風景林	210.54	〃	平 5	登山道周辺の優れた景観とともに、白山の眺望ポイントとして訪れる人が多い。	
		六万山風景林	141.86	〃	昭62	白山の登山口の市ノ瀬周辺にあって、優れた景観を示している。	
		安宅林風景林	69.21	〃	昭62	名勝「安宅の関跡」に隣接するとともに、市民の散策の場としても多くの人に親しまれている。	
伊 賀	三 重 県	設定なし					
紀 北	和歌山県	紀泉高原自然休養林 (自然観察教育ゾーン) (風景ゾーン)	350.73 (213.76) (136.97)	既設	昭43	海岸に近く、丘陵状のため眺望が優れているほか、交通も便利で、大阪方面からの入り込みも容易である。	
		高野山風景林	25.09	〃	平 5	高齢級の針葉樹天然林と人工林が優れた景観を呈している。	
加古川	兵 庫 県	宝塚自然休養林 (自然観察教育ゾーン) (森林スポーツゾーン)	252.36 (173.91) ( 78.45)	既設	昭50	宝塚市のほぼ中央に位置し、山頂稜線からの眺望が優れ、市街地から見る山容も美しい。 又、中央部(寺有地)には中山寺の奥の院があり、到達が容易なことからピクニック、ハイキング等、自然休養の場として利用されている。	
		北山自然観察教育林	66.26	〃	昭49	市街地に接し、ハイキングコースが整備されている。北山緑化植物園に隣接しており、これらと一体となって一般市民に利用されている。	
		三草山自然観察教育林	261.92	〃	平 5	三草山山頂は源平合戦の古戦場として知られており、また、自然観察教育の場としても一般市民に利用されている。	

計画 区名	府 県	種 類	面積 (ha)	新旧 別	設定 年度	概 要	備 考
加古川	兵 庫 県	三木山野外スポーツ 地域	188.78	既設	平5	ヒューマン・グリーン・プランにより、三木ホースランドパークとして、馬術を中心としたスポーツ施設やキャンプ場、道の駅等の施設が整備されており、野外活動の拠点として多くの一般市民に利用されている。	
		神戸林山風景林	12.97	〃	平5	林山(188m)の東斜面の森林で市街地から望見され、林内には遊歩道が整備されている。	
		神戸北野風景林	37.57	〃	平5	北野町の洋館の背後に広がる常緑広葉樹の多い森林で、市街地から望見される。	
		神戸東山風景林	12.63	〃	平5	歓喜寺、雷声寺の背景林となっている。	
		五峰山風景林	56.11	〃	昭49	車によって入山できる利便性があり、山頂は光明寺の境内で参拝者の利用も多い。又、展望も優れており、近畿自然歩道山陽路ルートが通過している。	
		弁才天風景林	63.20	〃	平5	権現ダムの周囲にあり、ダム湖と一体となって優れた景観を呈している。 又、播磨中部丘陵県立自然公園の一部となっている。	
瀬戸内	広 島 県	仏通寺自然観察教育 林	116.78	既設	昭50	周辺に仏通寺や農業を主体とした休養施設である高坂自然休養村等年々入林者が増加している。地方自治体による施設整備計画もある。	
		並滝寺自然観察教育 林	60.25	〃	昭50	周辺に並滝寺、並滝寺池があり、遊歩道を利用した自然観察や隣接地に林間学校が開設され青少年のレクリエーションの場として、多くの人に利用されている。	
		用倉山野外スポーツ 地域	101.95	〃	昭63	ハイキング、スポーツ、自然観察、散策等、広島空港開港に伴い利用者が増加している。	
		鞆の浦風景林	270.15	〃	昭48	四国連山や瀬戸内海の眺望に優れ、四季を通じて、ドライブやハイキング、自然探勝等多くの人に利用されている。	
		山野峡風景林	238.06	〃	昭50	山野峡県立自然公園の区域内に竜頭峡、猿鳴峡があり大小の滝や奇岩、岩床が連続し優れた渓谷美を呈している。 自然探勝、キャンプ等行楽に適しており、今後利用者の増加が見込まれる。	

計画 区名	府 県	種 類	面積 (ha)	新旧 別	設定 年度	概 要	備 考
瀬戸内	広 島 県	浄土寺山風景林	16.56	既設	平2	尾道市の東部にあって、山頂付近からの展望に優れ、尾道大橋、尾道市街、向島等が一望でき、山頂に尾道市の展望台及び浄土寺奥の院がありハイキング、参詣等多くの人に利用されている。	
		野路山風景林	78.26	〃	昭47	都市近郊に位置し、瀬戸内海国立公園集団施設地区とともに、山頂部の広大な高原ではハイキング等多くの人に用されている。	
		仏通寺風景林	97.78	〃	昭48	仏通寺御調八幡県立自然公園の区域内で、中国自然歩道があり、ハイキング等に利用されている。また、隣接する仏通寺に参詣する多くの人々が、林内散策するなど幅広く利用されている。	
		竹林山用倉山風景林	15.50	〃	昭48	竹林寺用倉山県立自然公園の区域内であり、女王滝と周囲の天然林により優れた景観を形成しており、ハイキング等に利用されている。	
千代川	鳥 取 県	鳥取自然休養林 (自然観察教育ゾーン) (風景ゾーン)	317.39 (266.21) ( 51.18)	既設	昭49	鳥取市街地からの遠景林として、また、モミ、ツガ等と常緑広葉樹の森林美に優れた森林浴、ハイキング等の場として利用されている。	
		扇ノ仙森林スポーツ林	40.10	〃	昭51	ブナを主体とした天然林があり、キャンプ、ハイキング等の野外活動の場として利用されている。	
		鷲峰山風景林	167.11	〃	昭56	頂上から鳥取市街が見渡せ、登山、自然探勝、森林浴の場として利用されている。天然林の優れた景観。	
		三滝峡風景林	19.58	〃	平5	三滝渓を中心にして、千丈滝の渓谷美と合わせた景観が優れている。	
		那岐山風景林	126.50	〃	平5	ブナ、ミズナラ等の広葉樹林とチシマザサ等のササ原が優れた景観を呈している。	
		氷ノ仙風景林	278.98	〃	平5	ブナ林、キャラボク等の天然林があり、自然探勝の場として優れている。	
		諸鹿の七滝・屏風岩風景林	130.01	〃	平5	大鹿滝を中心とした渓谷の優れた景観。	
		扇ノ山風景林	180.23	〃	平5	ブナ林等の天然林の優れた景観。	

計画 区名	府 県	種 類	面積 (ha)	新旧 別	設定 年度	概 要	備 考
千代川	鳥 取 県	三王滝風致探勝林	148.77	既設	平5	三王滝を巡る遊歩道沿いの天然林の優れた 景観。	
		氷ノ仙スキー場	2.29	〃		レクリエーション施設	
		三国山避難小屋	0.01	〃		レクリエーション施設	
岩徳	山 口 県	笠戸岩国自然休養林 [笠戸島地区] (風景ゾーン)	500.62	既設	昭55	瀬戸内海の島嶼部として優れた景観を呈し ており、また、海水浴、魚釣り、ハイキン グ等広く利用されている。	
		笠戸岩国自然休養林 [岩国地区] (風致探勝ゾーン) (風景ゾーン)	278.15 ( 60.79) (217.36)	〃	昭55	岩国城、錦帯橋を含め、観光地として、ま た地域の人々の散策に広く利用されている。	
		黒髪風景林	200.82	〃	平2	瀬戸内海国立公園の一角を占めている。	
		仙島風景林	130.99	〃	平2	瀬戸内海国立公園の一角を占めている。	
		寂地風景林	45.22	〃	平2	ブナ、寂地スギが優れた景観を呈し登山等 に利用されている。	
		右谷風景林	144.10	〃	平2	広葉樹天然林の優れた景観を呈し、登山等 に利用されている。	

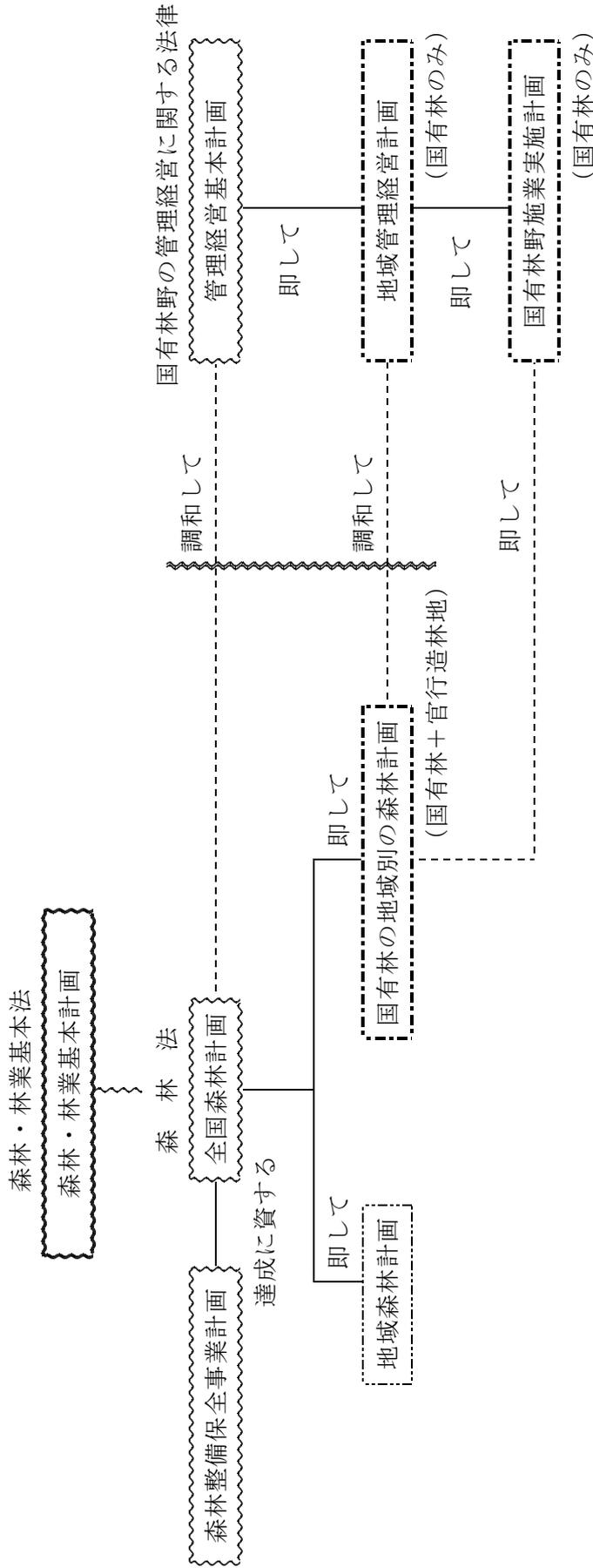
平成24年度森林計画区別・機能類型別面積

(平成24年4月1日)

単位:ha

森林計画区名	府県	水土保全林			森林と人との共生林			公益林計	資源循環	合計	公益林率 %
		国土保全	水涵	小計	自然維持	空間利用	小計				
加賀	石川	14,549	482	15,031	17,073	1,774	18,848	33,879	23	33,901	99.9
越前	福井	18,908	156	19,065	9,643	396	10,039	29,103	15	29,118	99.9
若狭		2,564	4,475	7,039	283	56	339	7,378	43	7,421	99.4
伊賀	三重	834	437	1,271	19		19	1,290	8	1,298	99.4
北伊勢		776	1,488	2,263	47	89	136	2,399	156	2,555	93.9
南伊勢		1,604	4,113	5,716	1,521		1,521	7,237	46	7,283	99.4
尾鷲熊野		4,321	5,711	10,032	156	93	249	10,280	161	10,441	98.5
湖北	滋賀	5,223	1,712	6,936	2,721	359	3,080	10,016	224	10,240	97.8
湖南		2,665	1,349	4,013	269	2,378	2,647	6,661	260	6,920	96.2
由良川	京都	873	1,558	2,431	132	195	327	2,758	15	2,773	99.5
淀川上流		401	496	897	4	853	857	1,754	85	1,839	95.4
大阪	大阪					1,033	1,033	1,033	4	1,037	99.6
加古川	兵庫	2,200	1,181	3,381	97	1,484	1,581	4,962	193	5,155	96.3
揖保川		1,063	10,317	11,380	663	2,196	2,859	14,239	443	14,681	97.0
円山川		1,146	2,332	3,478	253	547	800	4,278	13	4,291	99.7
大和・木津川	奈良	1	41	41	28	397	425	466	451	917	50.8
北山・十津川		822	5,475	6,297	2,117	155	2,272	8,569	177	8,746	98.0
吉野		531	919	1,451	461	12	473	1,924	148	2,072	92.9
紀南	和歌山	1,243	7,052	8,295	1,481	444	1,925	10,220	692	10,912	93.7
紀北		263	1,230	1,493	30	603	634	2,127	745	2,872	74.1
紀中		37	1,850	1,887	207		207	2,094	229	2,323	90.1
日野川	鳥取	235	1,992	2,227	2,345	1,094	3,440	5,666	23	5,689	99.6
天神川		188	6,059	6,247	1,834	672	2,506	8,752	172	8,925	98.1
千代川		792	11,437	12,229	1,381	1,565	2,946	15,175	149	15,324	99.0
江の川下流	島根	963	8,001	8,964	228	918	1,146	10,110	304	10,415	97.1
斐伊川		352	4,327	4,678	34	344	378	5,056	923	5,979	84.6
高津川		2,048	8,644	10,692	219	759	978	11,670	945	12,615	92.5
高梁川下流	岡山	681	8,020	8,701	35	527	562	9,262	361	9,623	96.3
旭川		596	6,565	7,160	500	1,968	2,468	9,628	314	9,943	96.8
吉井川		1,112	9,295	10,408	398	1,684	2,082	12,490	148	12,638	98.8
高梁川上流	広島	47	3,294	3,342	99	67	166	3,507	195	3,702	94.7
江の川上流		1,070	9,918	10,988	313	374	686	11,675	728	12,402	94.1
太田川		1,105	6,347	7,452	564	5,678	6,242	13,694	298	13,992	97.9
瀬戸内		4,763	7,110	11,873	103	2,234	2,336	14,209	478	14,688	96.7
山口	山口	91	3,697	3,788	70	128	198	3,986	121	4,108	97.0
岩徳		169	701	870	195	1,322	1,517	2,387	88	2,476	96.4
豊田		54	172	227				227	10	236	95.9
萩		299	900	1,200				1,200		1,200	100.0
合計		74,588	148,855	223,443	45,524	32,397	77,920	301,363	9,385	310,748	97.0
前計画面積		73,517	148,972	222,489	45,524	33,267	78,790	301,279	9,489	310,768	96.9

# 国 有 林 の 森 林 計 画 制 度



注：      局長（国有林）      は政府      は大臣      は知事（私有林）が樹立する計画

計 画	目 的	樹立者	計 画 期 間 等	根 拠 法 等
全国森林計画	全国の私有林、国有林合わせた森林の整備に関する計画	大臣	15年（5年ごとに見直し）	森林法
森林整備保全事業計画	森林整備事業計画と治山事業計画を統合した公共事業計画	大臣	5年	”
地域森林計画	対象とする森林計画区の公有林、私有林の整備に関する計画	知事	10年（ ” ）	”
国有林の地域別の森林計画	対象とする森林計画区の国有林の整備に関する計画	局長	10年（ ” ）	”
管理経営基本計画	全国の国有林野管理経営に関する計画	大臣	10年（ ” ）	国有林野管理経営法
地域管理経営計画	対象とする森林計画区の国有林野の管理経営に関する計画	局長	5年	”
国有林野実施計画	対象とする森林計画区における箇所別の伐採、更新等の計画	局長	5年	訓 令

## 用 語 解 説

〇〇の森、〇〇林

用 語	解 説
ふれあいの森	自主的な森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって森林・林業に関する理解の増進に資する活動を実施するためのフィールド。地方自治体や各種団体等を対象として協定により実施。
社会貢献の森	企業の社会的責任（CSR）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備を自ら又は事業者へ委託して行う活動のためのフィールド。企業等を対象として協定により実施。
木の文化を支える森	木の文化の継承を目的とした修理及び修復に大径長尺材等の樹材種を必要とする歴史的な木造建造物、特定の樹材種に依存している工芸品及び祭礼行事等の資材を確保するための森林整備・保全活動を実施するためのフィールド。地域の協議会等を対象として協定により実施。
遊々の森	森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動を実施するためのフィールド。学校等を対象として協定により実施。
多様な活動の森	森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等であって、他に分類できない活動を実施するためのフィールド。民間団体等を対象として協定により実施
世界文化遺産貢献の <sup>もり</sup> 森林	文化財の修復に必要な材や檜皮の提供及び文化財等と一体となった景観の保全等を図る森林で局独自の取組として設定。「檜皮の森林」「文化財用材の森林」「風致の保全」「森林と文化財の学び」の4つのゾーンに区分して管理。京都、奈良、和歌山、広島、島根の国有林に設定。「古事の森」「文化財継承林」「檜皮採取対象林」「悠久の森」を含む。
古事の森	文化財等に指定されている神社仏閣などの木造建造物の修理（修復）の資材（木材）、特に大径長尺材の計画的な供給に努めるため設定。NPO等の協力・連携を図りながら、200～400年という超長期にわたる森林づくりの象徴的な取り組みを実施。全国で10箇所設定。「世界文化遺産貢献の森」及び「木の文化を支える森」に含まれる。
文化財継承林	国宝・重要文化財等の伝統的な木造建造物を後世に守り伝えていくため、将来の修復用資材の確保・供給を目的として局独自の取組として設定。ケヤキ、クスノキ、クリのうち大径材育成が見込める森林を指定。
檜皮採取対象林	神社仏閣等の修復等のために民有林では供給が難しい、檜皮の安定的供給及び技能者の養成等に資するため設定したヒノキ林。
レクリエーションの森	国有林野のうち、国民の保健及び休養に広く利用されることを目的として指定し整備した森林。自然休養林、自然観察教育林、野外スポーツ林域、森林スポーツ林、風景林、風致探勝林がある。
保護林	国有林内における貴重な自然を特に保護することを目的として設定した森林。森林生態系保護地域、森林生物遺伝資源保存林、林木遺伝資源保存林、植物群落保護林、特定動物生育地保護林、特定地理等保護林がある。
緑の回廊	保護林相互を森林で連結し、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的に設定。

用語	解説
分収林	森林を所有する者、造林または保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。国有林事業における分収林は、契約相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について、契約相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」がある。
法人の <sup>もり</sup> 森林	公益活動としての森林づくり、創立記念としての森林づくり、社員教育の場としての森林づくり、顧客とのふれあいの場としての森林づくり等法人の皆さんが、国土の保全や生活環境を守ること、森林資源の造成を図ることを目的として作られる森林。分収林契約による。
保安林	水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣が指定する森林。指定されると一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更等の制限、植栽の義務等）が課せられる。指定の目的により、水源かん養、土砂流出防備など17種類がある。

その他（あいうえお順）

用語	解説
育成単層林施業	森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、そのあとに人為により一斉に植林などを行ない、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林(単層林)を造成する森づくりの方法。
育成複層林施業	森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、そのあとに植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林(複層林・施業の関係上一時的に単層となる森林を含む)を造成する森づくりの方法。
天然生林施業	森林を自然の推移に委ね、天然更新など主として自然の力を活用して森林を造成する森づくりの方法。
枝打ち	節のない木材を生産することを目的に、立木の枝を切り落とす作業。通常樹木の最も長い枝(力枝)より下の枝を切り落とす。
皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一度に全部又は大部分を伐採する方法。
下限林齢	皆伐、複層伐ができる最低林齢。
間伐	育てようとする樹木どうしの競争を軽減するため、混み具合に応じて一部の樹木を伐採すること。一般的に除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に行われる。
溪間工	山腹崩壊の防止、土石流による下流への土砂流出の防止等を目的として設置される工作物。
公益林	重点的に発揮させるべき機能によって類型化した機能区分のうち、「資源の循環利用林」を除く「水土保全林」と「森林と人との共生林」の2つの類型を合わせた呼称。
更新	伐採や山火事跡等樹木がなくなった箇所において、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が替わること。
作業道	林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。
山腹工	山が崩れたところがそれ以上大きくならないように工作物などを施工した後で、苗木を植えて森林にもどしたり、そのままにしておく危険な状態にある山が崩れるのを防いだりする工事。

用語	解説
里山林	農山漁村集落周辺にあり、かつては薪炭やシイタケ等の特用林産物を生産するなど人と深いかかわりを有していた森林。
システム販売	国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて国有林材を安定的に供給するもの。付加価値の付きにくい間伐材等の低質材を対象として販売。「国有林材の安定供給システム販売」の略称。
下刈（したがり）	植林した苗木等の成長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。通常、植林後数年間、毎年、夏期に行う。
樹冠	樹木の枝と葉の集まり。
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。間伐と異なり伐採した後に更新を行う。
上限伐採面積	水土保全林・水源かん養タイプに区分している施業群ごとの面積を下限林齢でそれぞれ除して、得た面積を5倍したものをもって伐採面積の上限として定めている。計画期間内の主伐面積を規制することによって水源かん養機の維持を図る。
除伐（じよばつ）	下刈りの必要がなくなり3～5年すると、他の樹木が生えてきて育てようとする樹木の生長を妨げるようになる。これら生長を妨げる他の樹木を刈り払う作業。通常、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
人工造林	苗木の植付け、種子のまき付け、挿し木など的人為的な方法により森林を造成すること。天然更新に対する語。
人工林	人為を加えて成立した森林。天然（自然）林に対する語。一般には人工造林による森林を指すことが多い。
森林計画区	「森林法」等に規定される、森林計画制度に基づき、広域流域別に主要な河川及び行政区界により区分された区域であり、全国には158の森林計画区が定められている。近畿中国森林管理局管内は、40の森林計画区に区分されている。
森林計画制度	森林・林業の超長期的な特質を踏まえ、総合的な視点に立った計画的かつ適切な森林施業が行われるように、「森林・林業基本法」、「森林法」に基づき、国、県、市町村、森林所有者等の段階でそれぞれの役割に応じた計画を定める制度。
森林作業道	集材や造材等の作業を行う林業機械（2t程度のトラックを含む）の走行を想定した道路のひとつで、林道や林業専用道と組み合わせて路網を形成する。
森林施業	目的とする森林を維持、造成するために行う植林、下刈、除伐、間伐などの森林に対する人為的な働きかけ。広義には禁伐なども含める。
森林調査簿	国有林野施業実施計画の付属資料で、森林の位置と施業の効率性を考え取りまとめた、森林資源等に関する台帳。森林基本図、国有林野施業実施計画図と連動し、林班、小班を単位として構成。
森林バイオマス	木材（丸太）を生産する過程で森林内で発生する間伐材や端材、工事に伴う支障木等のほか、公園の樹木の勇定枝等も含め、燃料等の資源として利用できるクリーン（自然の樹木と同じ状態で、樹脂の注入等がされていないこと）でピュア（建築廃棄物のように混合物がないこと）な森林資源。

用語	解説
制限林	各法律、条令等により立木の伐採や土地の開発等に制限を受けている森林。例として保安林、自然公園指定がなされている森林。
択伐	主伐の一種で、林内の樹木の一部を抜き伐りすること。
治山事業	治山治水緊急措置法において①森林法に規定する保安施設事業と、②地すべり等防止法に規定する地すべり防止工事または、ぼた山崩壊防止工事に関する事業を治山事業という。
長伐期施業	通常の主伐が行われる年齢（例えばスギの場合40年程度）の概ね2倍程度の年齢で主伐を行う森林施業の一形態。
つる切	育てようとする樹木に巻き付くつる類を取り除く作業。通常、下刈りを終了してから、育てようとする樹木の枝葉が互いに接する状態になるまでの間に行う。
低コスト作業システム	林道、林業専用道、森林作業道等の路網と高性能林業機械及び列状間伐の組み合わせにより、間伐材等を低コストで効率的に生産する林内作業（集材、造材、運材等）の体系。
天然更新	植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や、樹木の根株からのぼう芽による方法がある。必要に応じて、ササ類の除去等の人手を補助的に加えることもある。
伐期齢（ばっきれい）	林木が成熟期に達し、更新を前提として伐採・収穫される年齢。
複層伐（更新伐）	主伐の一種で、育成複層林を造成するために、一定の範囲の樹木の一部を伐採すること。伐採後には更新を伴う。
複層伐（終伐）	主伐の一種で、造成された育成複層林の上層木を伐採すること。伐採後には更新を伴う。
保育間伐	森林の健全性を保持することを目的とした間伐。
ぼう芽（萌芽）更新	天然更新の一種で、切り株から発生した萌芽を生長させて森林を成立させること。
本数調整伐	混み合った保安林において、本数を調整することによって、樹木の健全な成長やかん木等の生育を促進し、災害に強い森林を育てるために行う作業。治山事業として実施。
林業専用道	主としてトラック（10tトラック）等の走行を想定した、森林施業のために利用する自動車道で、恒久的公共施設。
林種	森林の状態によって区分したもの。人工林、天然林、伐採跡地、未立木地、竹林に区分される。
林相（りんそう）	森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像を示すもの。
林道	木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材等を運搬するために森林内に開設された道路。一般車両が通行し、安全施設等を完備している自動車道を指す。広義には林業専用道も含む。
林班（りんぱん）	森林の位置と施業の便を考え「森林基本図」上に設定した森林区画の単位で、谷、尾根、河川などの自然地形を利用して区分する。数小班の集合から成る。
林齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
齢級（れいきゅう）	林齢を一定の幅（5年）をひとくりにし、林齢1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級、以下3齢級、4齢級…と称する。
列状間伐	間伐の方法の一つ。低コスト化等を目的に、伐採や搬出に都合のよいように一定の間隔で列状に間伐を行う方法。

## 有識者懇談会委員からの主な質問・意見について

質問・意見等	説明・回答等
<p>I 【基本方針】</p> <p>林道の実施率が低いようだが、路網は全ての施業の前提であるべきで、優先的に予算措置すべきではないのか。</p>	<p>ご指摘のとおり当局としても路網は重要と考えております。これまで林道に替わるものとして継続的に利用できる作業道や集材路等の低コスト路網を中心に作設し、路網密度を高めてきたところです。</p> <p>今後は、森林・林業再生プランで示された低コストで壊れにくい林業専用道と森林作業道を効果的に配置した、路網の整備に努めて参りたいと考えています。</p> <p>ちなみに、作業道等は計画事項ではありませんが、H17に16千m、H18に19千m、H19に26千m、H20に33千m、H21に39千m、H22に39千mと着実に開設して参りました。</p>
<p>II 【主要事業】</p> <p>紀伊半島等に被害をもたらせた台風12号の災害に関する治山対策の状況に関心がある。国有林の対応状況はどうか。</p>	<p>今年度の台風12号による国有林での林地荒廃被害は、三重、奈良、和歌山をはじめ、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島の8県の102箇所となりました。今後、被害の大きかった和歌山3箇所、兵庫3箇所、鳥取4箇所で約10億円の災害対策事業を実施して参ります。</p> <p>なお、民有林でも紀伊半島を中心に甚大な被害があり、被害発生時には民政支援も含め対応しました。これまで奈良県十津川村内において民有林直轄治山事業を実施してきましたが、今回の災害を受けて今後は、15箇所、約25億円の災害対策事業を実施して参ります。</p>
<p>III 【維持・保存】</p> <p>保護林は、現状維持に留まらず、既存の保護林に隣接する林分への拡充、特に保護林の下側に隣接する渓流域は、例えその林分が人工林であっても、積極的に保護・保全して欲しい。</p>	<p>保護林については、モニタリング調査を実施しつつ専門家の意見を踏まえ適切な保全に努めているところですが、区域の拡大（拡張）についてもモニタリング調査の結果や周辺の林分内容等を基に、有識者の意見を聞き、適地と判断される場合に指定しているところです。今回策定の計画区では対象地がありませんでしたが、今後とも積極的に区域の拡大を図って参ります。</p> <p>なお、人工林については、その林分の目的によって適切な施業を行っていく必要があるため、保護林にした場合、その後の管理の方法も含め取り扱いの検討が必要ですので、個々具体的な対象地毎に慎重な判断が必要と考えます。</p> <p>また、計画書にも記載していますとおり、沢敷をはじめ池沼や湧出地、草生地、崖地等を取り巻く森林においても、生物多様性の確保に配慮した保全に努めて参ります。</p>

質問・意見等	説明・回答等
<p>シカの被害対策では個体数管理が必要と思われるが、国有林では具体的にどのような取組を考えているか。</p> <p>なお、シカ肉の販売まで検討する必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり個体数管理も必要と考えており、地方公共団体との連携の下「特定鳥獣保護管理計画」への反映と着実な実施がなされるよう努めて参ります。</p> <p>国有林自らの個体数調整については、個体調整として平成23年度から兵庫署において檻ワナ等の設置を行っているところです。</p> <p>平成24年度からは、各森林管理署等において、地域の獣害被害対策協議会等に積極的に参画し、地域と連携し様々な具体の対策に取り組んでいきたいと考えています。</p>
<p>シカの被害地については、小面積・多地点でのパッチ・ディフェンスによる対策によって、緊急な下層植生保護が必要。</p>	<p>シカの被害により下層植生が失われている林分においては、ご指摘の対策も考えられますが、設置した施設の維持管理の問題、設置に係る経費の問題等があります。根本的な解決に向けては個体数の管理が課題と考えておりますので、基本的には、地域等と連携し、個体数管理等の獣害対策を実施してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、保護林等で緊急を要する箇所については、専門家の意見も聞きながらご指摘の方法も検討して参りたいと考えています。</p>
<p>IV【林産物の供給】</p> <p>木造文化財建築物等の修復資材の提供（高齢・大径材生産）等について、内容の開示するとともに国有林の貢献を一般国民に理解されるための工夫が必要。</p>	<p>古事の森等については、それぞれの育成協議会と連携し、公募により一般の人が文化財と森林との関係を学ぶ機会を設けるとともに、積極的にPRしています。また、檜皮の採取対象林においても、その採取の際にはマスコミに情報提供しており、それらの状況が各地の新聞等に掲載されています。</p> <p>ご提案の開示も含め、今後とも、文化財への貢献について国民の皆さんに知って頂く取組を実施して参ります。</p>
<p>V【国有林野の活用】</p> <p>レクリエーションの森の利用の推進に当たって、距離や時間、ルートがわかる地図がHPからダウンロードできるようにすべきではないか。</p>	<p>レクリエーションの森に関しては、林野庁ホームページ、各局、各署（所）のホームページとリンクさせており、また、レクリエーションの森（特に自然休養林）の情報については、各署（所）が作成している自然休養林のHPにアクセスしているところです。</p> <p>今後については、ご指摘のように（特に自然休養林内の）遊歩道等についても重要な情報と位置付け国民視点に立ってホームページの整備を図りたいと考えています。</p>

# 今後の国有林野の管理経営のあり方について (概要)

平成23年12月

林政審議会

# 1. 基本的考え方

## 現行の国有林の位置付け

- 1 国有林は、①公益的機能の発揮、②林産物の持続的・計画的供給、③地域振興への寄与等を目的として、国有林野事業特別会計により企業的に管理経営。
- 2 平成10年の抜本的改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換し、一般会計からの繰入れを前提とした特別会計により管理経営。

## 今後の国有林に求められる役割（森林・林業政策上の位置付け）

### ○ 公益的機能のより一層の発揮

- ・ 公益的機能の着実な発揮は、国有林野に対する国民の強い要望であるとともに、その内容は多様化。
- ・ 国土の保全や水源の涵養はもとより、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの機能をより一層十全に発揮させるとともに、周辺民有林も含めた面的な機能発揮などに積極的な役割を果たすため、その管理経営のあり方を見直すべき。
- ・ その際、これらの公益的機能は互いに重なり合っていること等を踏まえれば、引き続き国有林野を一体的に、国（林野庁）が責任をもって管理経営すべき。  
これらの機能の発揮に当たっては、森林生態系の健全性の確保が必要との認識に立って、地域の国民の声を一層的確に把握し、その要望や期待を的確に踏まえながら国有林野の管理経営にあたるべき。

### ○ 森林・林業の再生

- 森林・林業の早急な再生をめざす中で、国有林の管理経営は、その資源、フィールド、人材等を、
- ・ 地域の経済、社会を支える各種主体が持続することに貢献すべき。
- ・ 森林経営や林業経営体・林業事業体の育成に寄与すべき。
- ・ 木材産業全体の発展や経営の安定のために、政策的に活用していくことを積極的に行うよう見直すべき。

### ○ 国有林野における統一的な施策の実施

- ・ 地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの政策課題に的確に対応していくため、関係省庁との連携を積極的に進め、国有林野を関連施策を統一的・効果的に実現する場として管理経営すべき。

こうした国有林の新たな役割を果たすためには、収支に規制された企業特別会計としてではなく、森林・林業・木材産業に対する社会の要請に柔軟かつ効果的に対応できる一般行政として、一体的に一般会計で実施することが適当。

国有林野事業をすべて一般会計の下で実施することを踏まえ、  
国有林野の管理経営のあり方を国民全体の利益の視点から見直していく必要。

## 2. 公益重視の管理経営のより一層の推進

### (1) 地域関係者や民有林との連携を一層深めた管理経営等の推進

#### ○ 地域における国有林野の管理経営の計画のあり方

- 地域管理経営計画の案の作成前の段階から広く国民から意見を求め、地方公共団体等と調整を行うとともに、関連情報等を積極的に提供し、市町村森林整備計画の作成を支援すべき。

「地域管理経営計画」等策定前の地域懇談会等の開催の例



#### ○ 民有林と国有林の連携による生物多様性の保全方策の推進

- 協定等の手法を活用し、民有林・国有林を通じた健全な森林生態系の保全のための取組を推進すべき。



民有林と国有林の連携による外来植物駆除が必要な例(小笠原)

#### ○ 地域と一体となった鳥獣被害対策の推進

- 農林業被害の拡大が深刻な中、地域と一体となった鳥獣被害対策を推進すべき。



GPS発信器を装着した行動追跡調査



職員による括りワナの設置



ボランティアによるネット設置

### (2) 安全・安心な国土基盤づくり

- 大規模山地災害発生時において、全国組織・技術力を活かし、管轄区域を越えた技術者の派遣や民有林直轄治山事業の実施、更には関連する林道の復旧も含め、民有林の支援にこれまで以上に積極的に取り組むべき。

大規模災害発生時の民有林への支援の実施



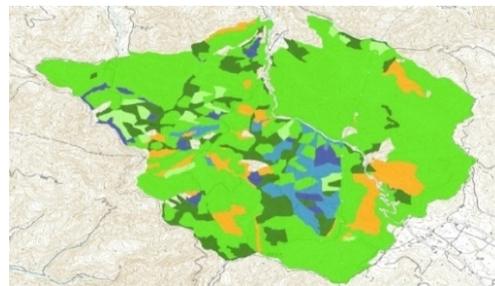
ヘリコプターによる上空からの調査



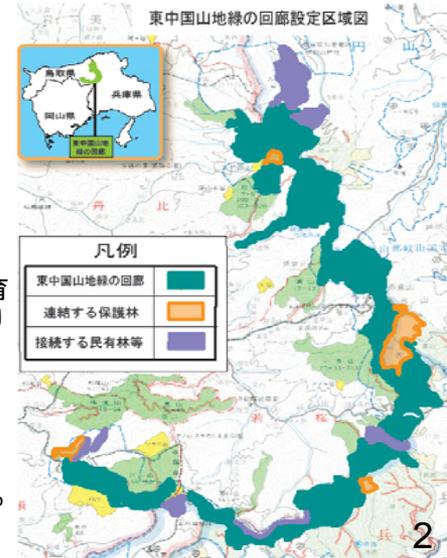
地上からの災害調査

### (3) 国有林の資源管理の高度化

- 今後の国有林は地域の森林経営のモデルとなるよう、より一層の資源管理の高度化を図っていくべき。



国有林の林相(森林の構成)を視覚化した例



### (4) 森林の面的な管理

- 国土の保全や多様な生物の生息・生育域の提供といった機能は面的なまとまりをもって対策を講じていくべき。

東中国山地縁の回廊における民有林との連携の例

### 3. 森林・林業の再生への貢献

#### (1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

- ・ 地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コスト作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着にも貢献すべき。

#### (2) 林業事業体の育成

- ・ 国有林は、国内最大の事業発注者という立場を活かし、総合評価落札方式などにより競争性を確保しつつ、林業事業体の創意工夫や施業提案を促し、集約化の能力向上と技術者の育成を推進すべき。



路網作設オペレーター養成のための研修



路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及



#### (3) 国産材の新規需要開拓と安定供給体制の構築

##### ○ 国産材の新規需要開拓

- ・ 製紙チップ、燃料用チップ等安定供給システム販売の推進や、林地残材等未利用材の低コスト搬出システムの確立を通じ、木質バイオマスなど新たな需要開拓に努め、国産材の自給率向上に貢献すべき。



林内の端材



チップ工場



バイオマス発電所

##### ○ 地域の需給状況に応じた国有林材の供給調整

- ・ 全国的なネットワークを活用して国産材の2割を政策的に供給し得る国有林の優位性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、国有林が地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を進めるべき。

#### (4) 施業集約化等への貢献

##### ○ 森林共同施業団地の設定

- ・ 民有林同士での施業の集約化が困難な民有林については、国有林と一体となった森林共同施業団地の設定を推進すべき。  
その際、民有林と国有林の連結した路網の整備と相互利用の推進、国による民有林も含めた路網の開設や施業の実施、民有林材と国有林材の出荷を協調して実施すべき。



民有林と協調した  
間伐材の出荷(長崎県対馬市)

##### ○ 森林・林業技術者の育成

- ・ 森林・林業の再生に資する人材を育成するため、国有林において、フォレスター等を系統的に育成し、市町村行政の技術的支援を行うとともに、林業事業体が技術者を森林施業プランナー等として育成できるよう、事業発注等を通じて支援すべき。
- ・ 国有林の多種多様なフィールドを、人材育成の場、技術的検証の場として積極的に提供すべき。



フォレスター育成のための研修

##### ○ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

- ・ 国有林における技術開発のあり方を見直し、民有林経営への普及を念頭に、地域の政策課題に対応した技術開発課題を設定し、その成果を評価、フィードバックする仕組みを構築し、林業の低コスト化等に向けた技術開発をより一層推進すべき。



コンテナ苗(左)とその植付の様子(右)



地域の林業関係者、学校、NPO等も  
参加する研究発表会

##### ○ 森林・林業の再生に向けた施策立案への貢献

- ・ 民有林・国有林を通じた施策の立案のために必要な、森林共同施業団地等での事業の実施結果の検証や分析、木材価格や需給動向の分析等を森林管理局等で積極的に実施することについて検討すべき。

## 4. 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献

○ 山村地域の主要産業である林業の再生を通じて、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の雇用の創出を図っていくことは、東日本大震災の復興に必要な木材等を安定的に供給し、木造住宅等の建設や再生可能なエネルギー資源として活用していく観点からも重要であり、国有林としても山村地域の振興と震災復興に一体的に取り組んでいくことが必要。

### ○ 山村地域の振興

- ・ 国有林野は、それぞれの地域における資源でもあり、住民の減少や高齢化の進展などにより疲弊した山村地域の振興に寄与する必要。
- ・ 山村最大の資源である森林の経済価値を高め、効率的に活用できるよう、国有林野事業職員からもフォレスターを育成して市町村の森林・林業行政を支援するほか、地域ニーズに即した管理経営による貢献を一層推進すべき。



トムラウシ山登山口のソーラー式バイオマストイレ敷を北海道に貸付



放牧場敷として静岡県に貸付

### ○ 震災復旧・復興への貢献

- ・ 東日本大震災への対応・復旧において、森林管理局・署は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えてきたところ。
- ・ 復興へ向けでは、被災地域において、海岸防災林の再生や地域の復興に必要な用地の貸付け・売払い要望等に積極的に対応するとともに、林業機械オペレーターの育成や路網整備の前倒し実施等により被災地域の就業機会の拡大、緊急的な雇用の確保を行うべき。  
また、復興ニーズや民有林材の動向等に応じ、必要な木材を国有林の全国ネットワークを活用して機動的に供給すること、復興用材をいつでも供給し得る備蓄林の整備について検討するなどにより貢献すべき。



被災前の海岸林(仙台市若林区荒浜)



地元国有林材を利用した仮設住宅(福島県二本松市)

## 5. 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方

### ○ 組織の基本的考え方

- ・ 直接国有林野を管理経営する組織は必要。
- ・ 公益的機能の発揮の源泉たる流域を単位とした現在の組織体制を基本。
- ・ 林政全体の方向性を地域で実現できる現場の機能と能力の向上が重要。

### ○ 求められる人材

- ・ 森林を非常に長い時間軸の中で、かつ、国土空間という広いスケールの中で管理できる人材。
- ・ 広く地域に開かれ、地域の森林・林業を牽引するマインドを持った人材。
- ・ 森林・林業に関する技術の研鑽に努め、民有林をリードする人材。

### ○ 今後の組織・人材育成のあり方

- ・ 内部管理業務等の効率化を図り、現場管理や地域に密着した行政の推進に振り向けるべき。
- ・ 地域の森林・林業に関する専門的な知識を有する者を系統的に育成・配置すべき。
- ・ 木材供給だけではなく生態系サービスの供給力の向上を図るべき。
- ・ 地域の森林・林業に精通した者を効果的に活用していくことも検討すべき。

## 6 今後の国有林野事業の経理区分のあり方について

### 1. 事業・組織の一般会計化

公益的機能の十分かつ着実な発揮、森林・林業の再生への貢献など、国民が国有林野に求める役割を確実に果たしていけるよう、国有林野事業は企業特別会計ではなく、一般会計において一体的に実施することが適当。また、組織、職員、資産についてもすべて一体的に一般会計に帰属させるべき。

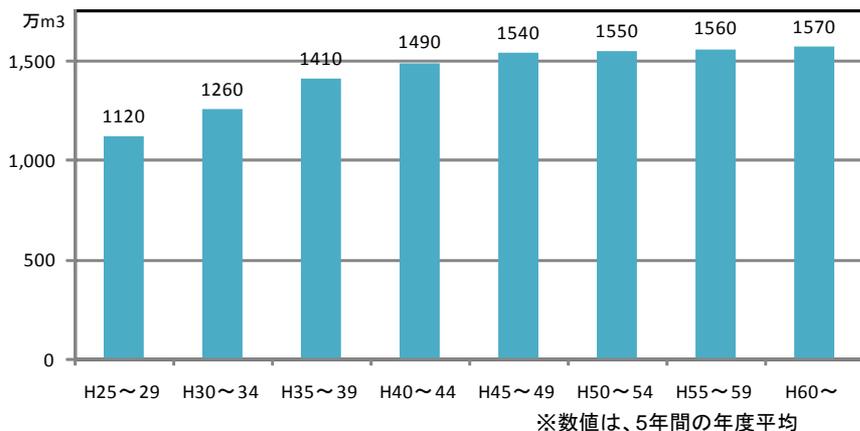
### 2. 債務返済に係る経理区分のあり方

債務返済特別会計(仮称)を設置し、現在の国有林野事業特別会計に存在する約1.3兆円の債務を返済。  
(一般会計とは経理を区分し、森林整備の結果として得られる林産物収入等によって債務を返済することが明確となる仕組みを構築)

- ・ 木材価格や借入金利等の動向など不確定な変動要因が様々な存在することを踏まえ、短期的な資金繰りも含め、債務返済の安定性が十分に確保されるよう、現行の利子補給制度の存置も含め、慎重に検討すべき。
- ・ 制度の移行に伴い、一般会計の実質的な負担が増加しないものとするとともに、歳入確保や歳出削減のインセンティブが確保される仕組みとなるよう検討すべき。

### 3. 今後の収穫量および債務返済の見通し

#### ○ 今後の収穫量の見通し



#### ○ 今後の債務返済の見通し

-前提条件-

【収穫量】H10年の抜本的改革時の長期収支試算の収穫量を基本に調整  
【木材販売価格】直近の国有林の販売実績単価を基本とし、「森林・林業再生プラン」の実現過程において見込まれる施業コストの縮減を考慮した。これにより、立木販売価格は今後10年間で2,600円/m³から4,000円/m³に上昇するものと見込む。

【借入金利】長期的な金利の動向を見通すことは極めて困難であり、いくつかの前提の下に試算。



- 一定の条件の下で、概ね当初の想定の間で債務が返済できる結果となるとともに、利子補給を存置した方が債務返済の安定性が高いことを確認。

金融機関からは、金利の先行きの予測が非常に困難な中で、償還確実性の高い仕組みを検討することが求められている。

## 7 必要な法的措置について

- 国有林野の管理経営の方針の転換に伴い、
  - ・ 管理経営の目標や計画に係る規定の見直しを行うとともに、民有林と国有林の連携の推進等を図るための具体的な法制度上の措置などについても検討する必要。
  - ・ 国営企業及び企業的運営を廃することとなるため、これらを前提とした経理区分、労務関連の法制度の見直し等を行う必要。

## 8 終わりに ～ 新たな国有林野の管理経営の姿 ～

- 以上のような見直しにより、これからの国有林野の管理経営は、国民の要請に今後より一層適切な対応ができるよう転換される。

例	これまでの国有林野の管理経営	これからの国有林野の管理経営
管理経営計画等	・ 国有林のための計画	・ 民有林・国有林を通じた政策課題に寄与する計画
鳥獣被害対策	・ 自らの経営資産を守る対策	・ 被害対策を超え地域全体の鳥獣の保護管理を図る対策
森林情報等	・ 自らの事業の実施のために内部で利用	・ 民有林・国有林共通図面を作成するなど、積極的に外部へ提供
木材供給	・ 木材販売は収入確保が目的	・ 国産材の安定供給、新規需要開拓、急激な価格変動時の供給調整等の目的
事業発注	・ 自らの経営資産の保全管理のため	・ 林業事業体の育成や新たな技術の導入・施行のための政策手段
人材の育成	・ 自らの経営のための人材育成	・ フォレスターなど民有林の指導に中心的役割を担える人材を育成

- 民間と競合する巨大な国の企業と公益的機能発揮を目的とした行政組織という二面性を有したのものから、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、森林・林業再生、地域振興その他政策実現のために奉仕する国有林へと進化し、国民全体の利益のために地域とともに歩む真に「国民のための国有林」として飛躍することを期待。

## 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案の概要

国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずる。

### 法案の概要

#### 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 農林水産大臣等が定める「国有林野の管理経営計画」を拡充し、国有林だけではなく、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林についても、その整備及び保全ができるよう措置
  - ※ 地域の実情に応じ、巡視や林道の整備等のほか、野生動植物の生息・生育環境の保全、外来植生の駆除等を想定
- 分収林契約について、長伐期施業の推進のため、契約期間を延長できるよう措置
- 共用林野制度について、地域住民の共同のエネルギー源として、国有林野内の立木を使用できるよう措置

#### 森林法の一部改正

森林管理局長は、公益的機能の維持増進のため必要があると認めるときは、国有林に隣接する民有林について、森林所有者等と協定を結び、当該民有林の整備及び保全を行うことができるよう措置

#### 特別会計に関する法律の一部改正

国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業は一般会計において実施することとする。

既存の累積債務については、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、債務処理を経理する暫定的な特別会計を設置する。

※ あわせて、債務の返済期限、利子補給等についても規定。

その他、国有林野事業職員の労働関係、給与等について定める各法律の改正等を措置

#### 期待される効果

国有林と民有林の一体的な整備・保全が図られ、森林の有する公益的機能が十全に発揮される。